

やまぐち子ども・子育て応援プラン ～みんなで子育て応援山口県～ (山口県子ども・子育て支援事業支援計画)

(素案)



平成26年(2014年)3月
山 口 県

表紙の絵：平成26年度児童福祉月間絵画部門最優秀作品
[上村 輝（うえむら ひかる）さん：防府市立西浦小学校]

《目 次》

第1章 策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
3	計画の期間	1

第2章 計画の目指す方向

1	計画の基本目標	2
2	キャッチフレーズ	2
3	施策推進の基本的な考え方	2
4	子どもと家庭を取り巻く環境の変化	3

第3章 子育て支援・少子化対策の具体的な施策展開

1	子育て文化の創造に向けた気運の醸成	16
2	保健医療サービスの充実と健康の増進	18
3	子育て家庭への支援の充実	22
4	子どもの学習環境の整備充実	25
5	職業生活と家庭生活との両立支援	30
6	地域における子育て支援の充実	34
7	子どもの安全確保と健全育成	38

第4章 教育・保育の確保方策等

1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	44
2	認定こども園の設置目標	45
3	特定教育・保育及び地域型保育を行う者の必要見込数	47

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	55
2	計画の点検・評価	56

附属資料

○	数値目標一覧	
○	少子化社会対策基本法	
○	次世代育成支援対策推進法	
○	子ども・子育て支援法	
○	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	
○	山口県子育て文化審議会規則	
○	山口県子育て文化審議会委員名簿	
○	用語解説	

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、本県においても、核家族化、地域におけるつながりの希薄化、仕事優先の雇用環境等に起因して、子育てに対する不安や負担が増大したこと、また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の変化などを背景として、近年、急速に少子化が進行しています。平成25年の出生数は戦後最低を記録し、日本創成会議の推計では、県内市町の消滅可能性都市が指摘され、平成52年の本県の人口は102万人と見込まれるなど、依然として少子化に歯止めがかからない大変厳しい状況にあります。

少子化の急速な進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

このため、本県では、新たな県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の未来を拓く突破プロジェクトに「子育てしやすい環境づくり」を掲げ、少子化対策・子育て支援の取組を強化することとしています。

このチャレンジプランの方向性や平成27年度から本格施行となる子ども・子育て支援新制度を踏まえながら、「やまぐち子育て文化の創造」を目指した5年間（平成27年度から平成31年度まで）の計画として、このプランを策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、「子育て文化創造条例」第12条の規定に基づく計画として策定するものです。

併せて、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」や次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けます。

3 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法に規定されている平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

1 計画の基本目標

やまぐち子育て文化の創造

次代の社会を担う子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、県民の願いであり、その実現に向けて、家庭・学校・職場・地域が一体となって、安心して子どもを生み、育てることができる社会をつくることが求められています。

こうしたことから、子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り、支援する取組を積み重ね、それが風土や住みよさとして世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を、目指して、子育て支援・少子化対策を総合的に推進します。

2 キャッチフレーズ

～ みんなで子育て応援山口県 ～

また、社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、「みんなで子育て応援山口県」を本計画のキャッチフレーズとします。

3 施策推進の基本的な考え方

「やまぐち子育て文化創造」に向けて、次の考え方に立って施策を推進します。

○ 家庭、学校、企業、地域等において、連携を図りながら、積極的に施策を推進します。

○ 結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のないきめ細やかな施策を推進します。

○ 地域の特性や県民の多様なニーズを踏まえ、利用しやすいサービスの提供に向け、利用者の視点に立った施策を推進します。

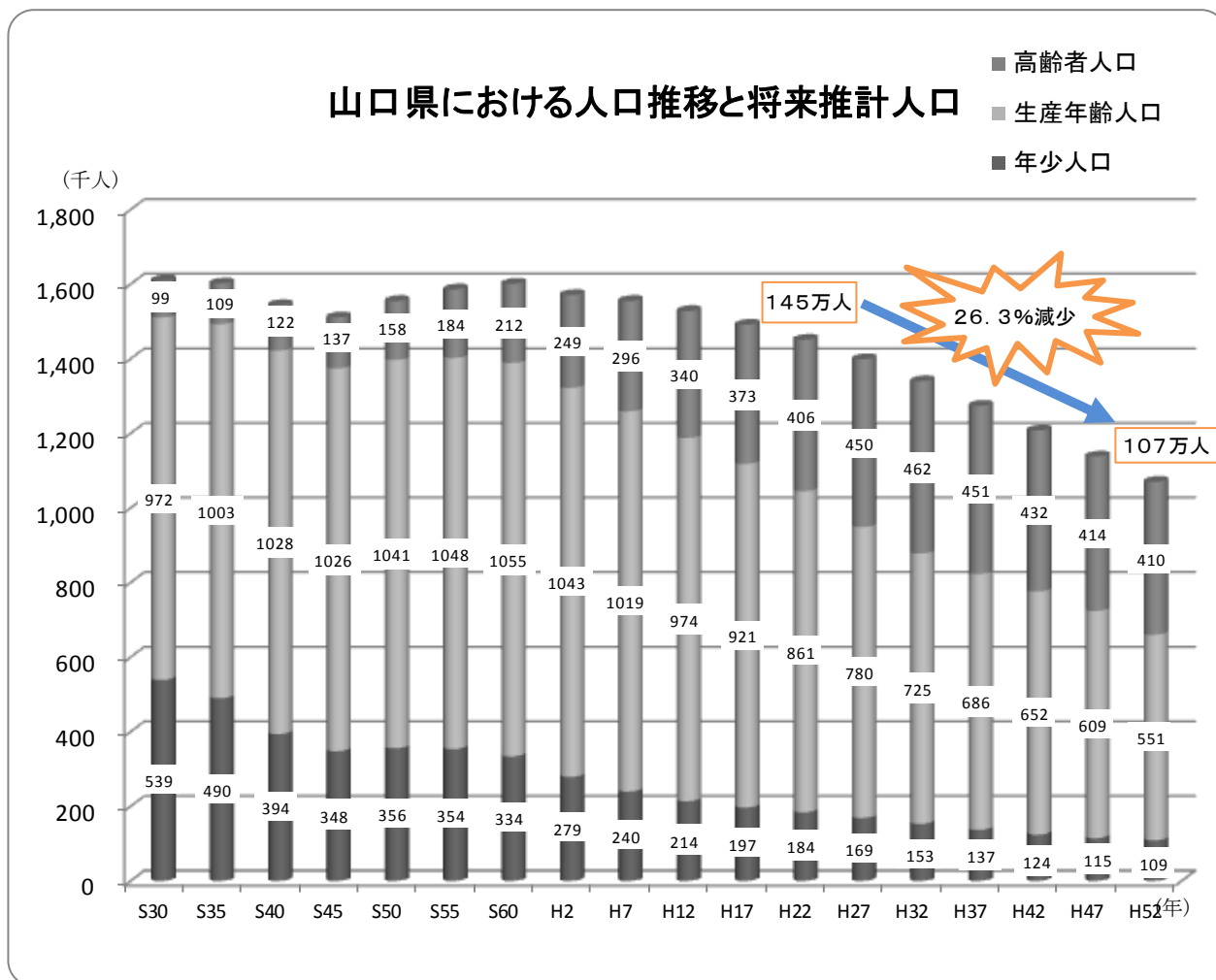
4 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

(1) 人口の減少

山口県の人口は、昭和33年（1958年）にピーク（162万人）に達した後、若干の増減を経て、昭和60年（1985年）以降は減少しており、平成22年（2010年）の145万人から、平成52年（2040年）には、国立社会保障・人口問題研究所は107万人、県独自の試算は102万人になると推計するなど、30年間で約3割の減少を見込んでいます。

また、日本創成会議は、平成52年（2040年）までに若年女性人口が50%以上減少し、合計特殊出生率が上昇しても人口規模を維持できない自治体が全国の約5割896市区町村あると発表し、本県では7市町が含まれています。

■ 将来推計人口

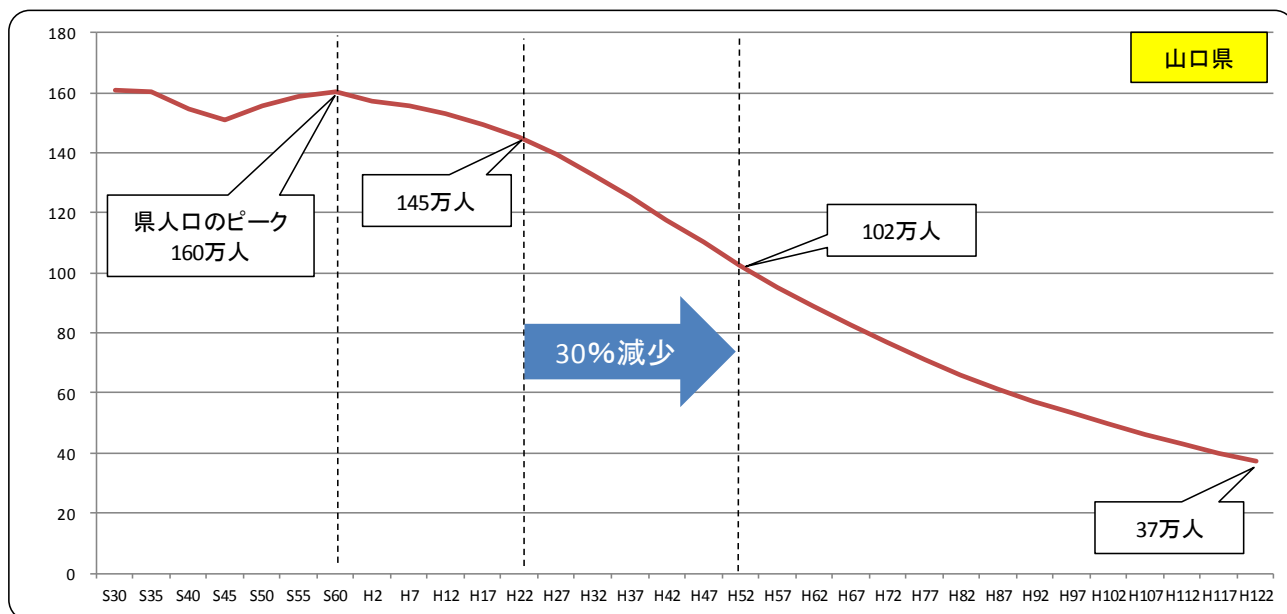
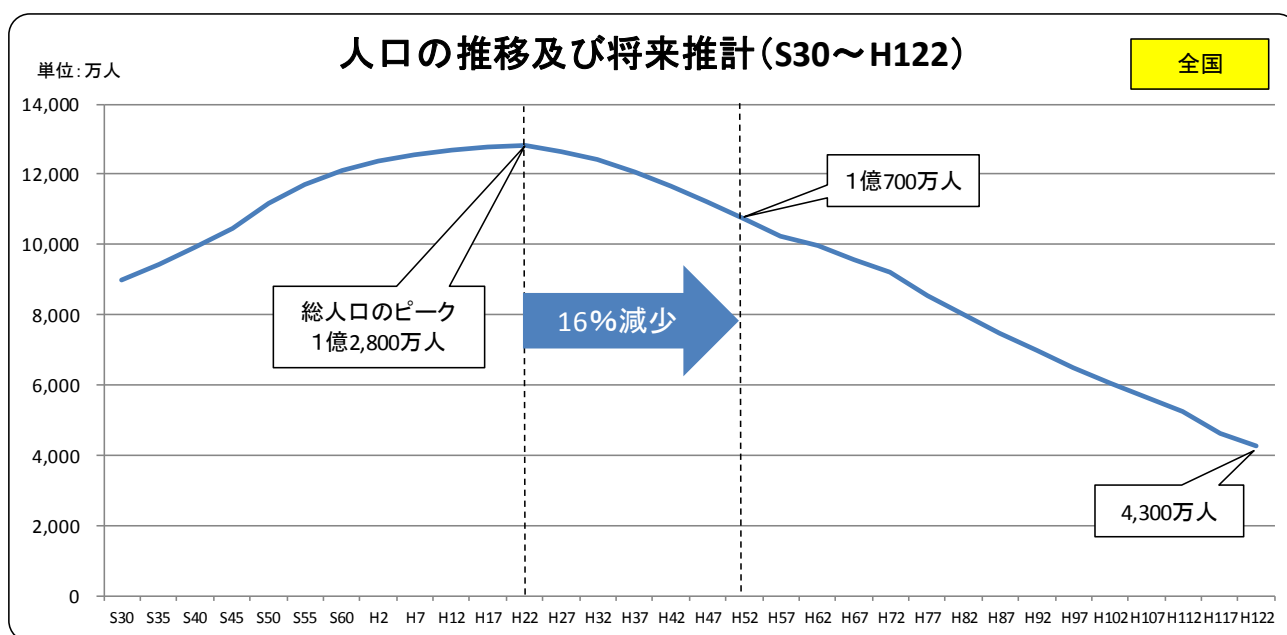


資料：国立社会保障・人口問題研究所

■日本創成会議

区 分	日本創成会議の推計	本県の該当市町
2040年までに若年女性人口が50%以上減少 【消滅可能性都市】	896市区町村 (49.8%)	【7市町】 萩市、長門市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
上記のうち、2040年の人口が1万人未満 【消滅可能性が高い】	523市区町村 (29.1%)	【4町】 周防大島町、上関町、平生町、阿武町

■県の試算による人口の動向



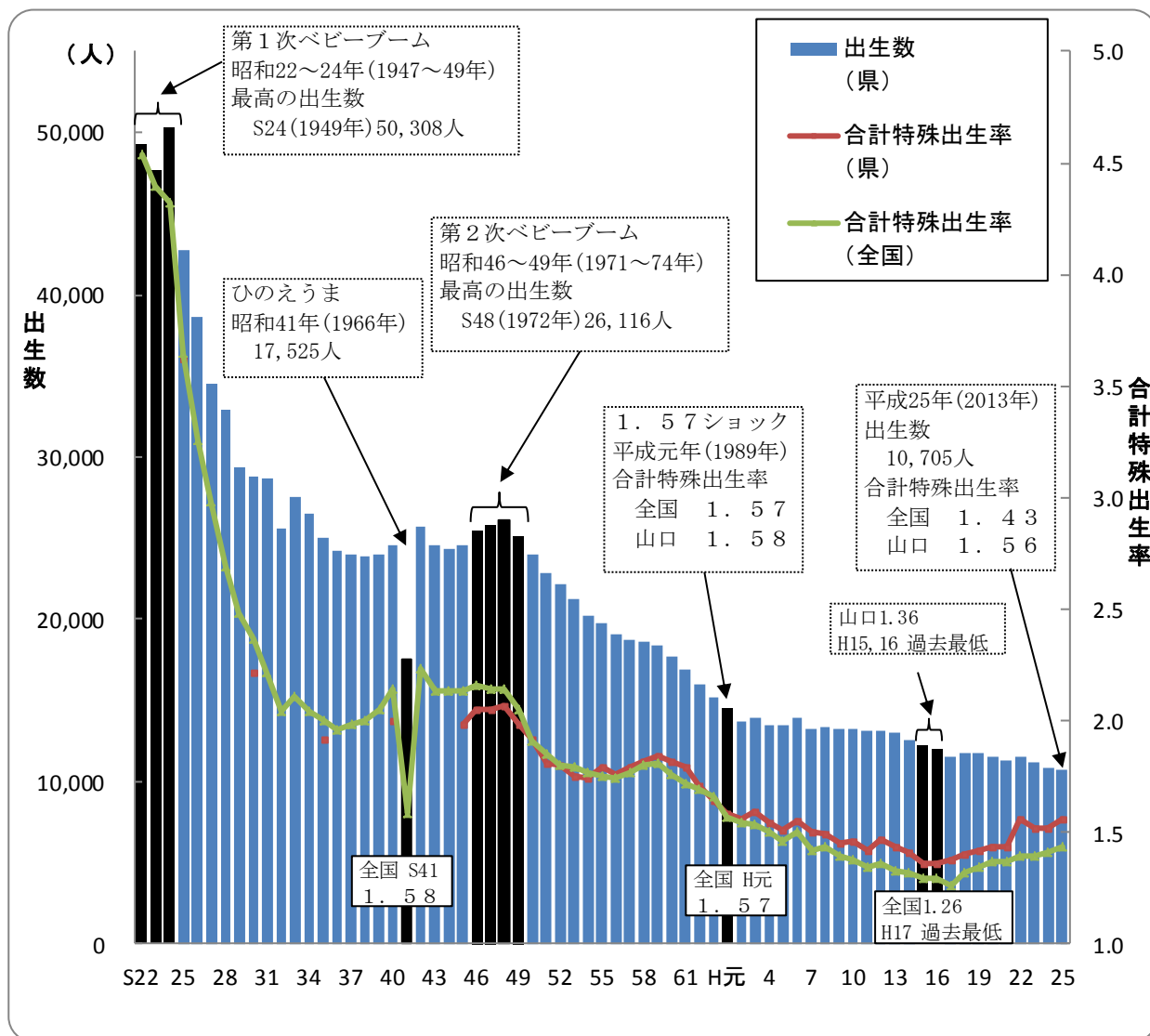
資料：国立社会保障・人口問題研究所の資料をもとにした県の試算

(2) 少子化の進行

山口県では、1年間に生まれる子どもの数が昭和24年には、50,308人でしたが、平成25年には、10,705人と、約5分の1に減少しています。

1人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均（合計特殊出生率）については、1.56と全国を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持するために必要とされる水準をいい、日本では2.07～2.08である。）を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

出生数及び合計特殊出生率の推移



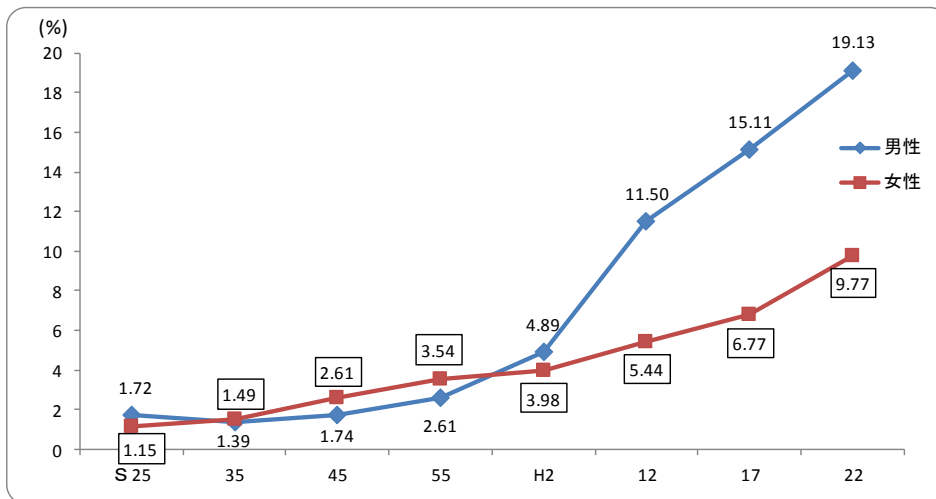
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 少子化の原因と背景

ア 未婚化・晩婚化等の進行

少子化の要因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されています。山口県においても、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合）は上昇しており、特に、男性に著しい上昇が見られます。

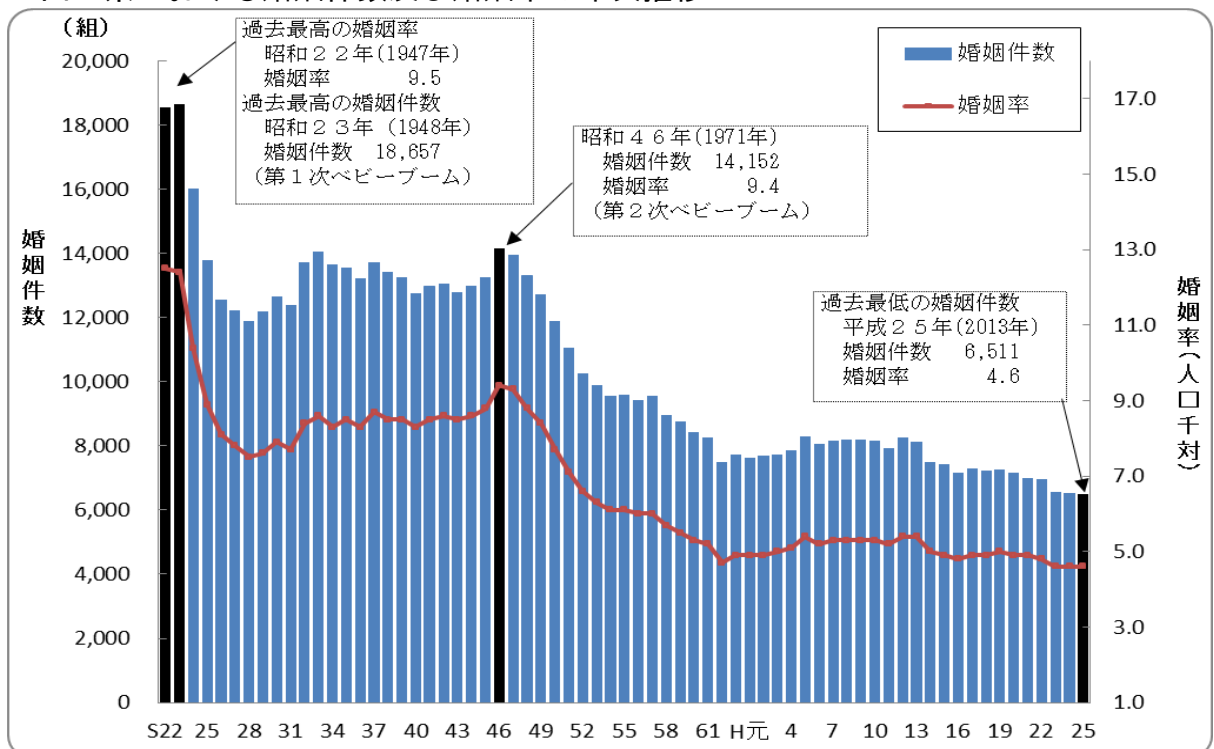
山口県における男女の生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2014)」

出生数の減少に直接的な影響を与える婚姻件数について、平成25年は6,152件と、過去最高の婚姻件数である昭和23年と比較すると、約3分の1にまで減少しています。

山口県における婚姻件数及び婚姻率の年次推移

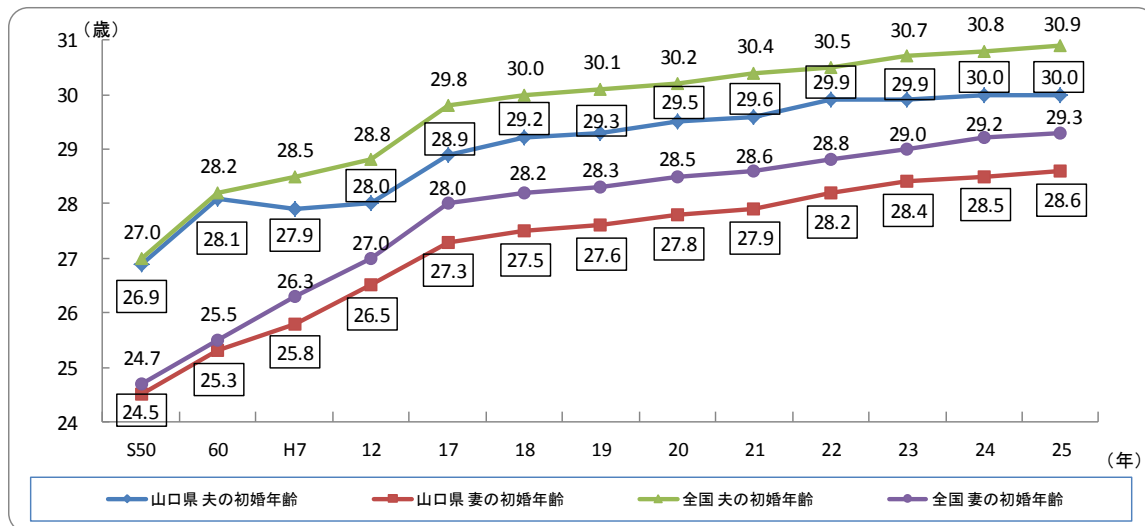


資料：厚生労働省「人口動態統計」(2014年)

山口県の女性の初婚年齢は、この28年間（昭和60年～平成25年）で、25.3歳から28.6歳に上昇しており、晩婚化が一層進行しています。

未婚化・晩婚化が進行する理由としては、ライフスタイルが多様化する中で、若者の結婚観の変化、出会いの場の減少等に加え、近年の厳しい雇用情勢を反映した収入の減など、若者の社会的自立が困難になっていることも指摘されます。

初婚年齢の推移



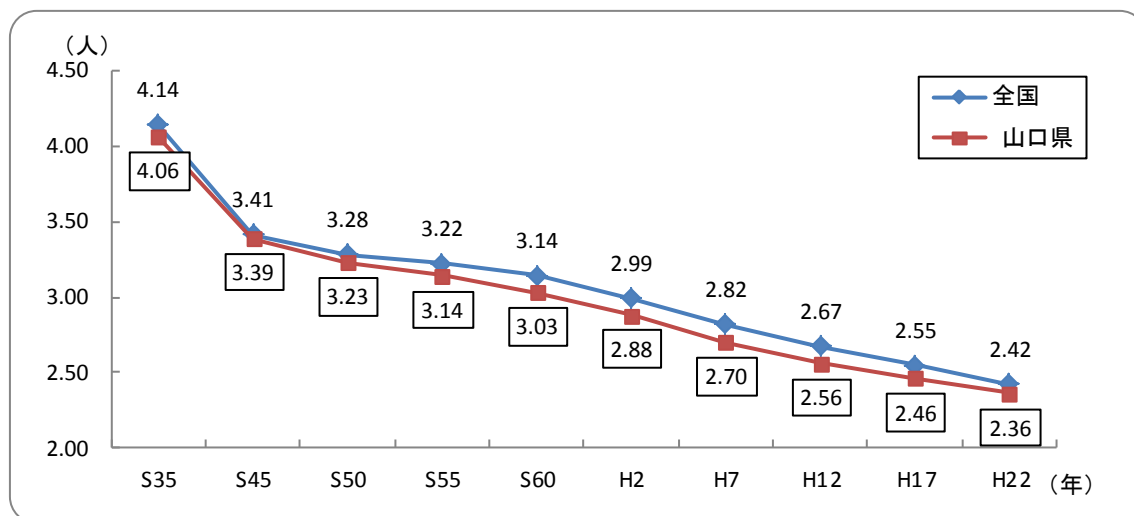
資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 家族形態の変化

家庭は、子どもが育つ基盤であり、「子どもを生き育て、教育すること」など様々な機能を持っています。

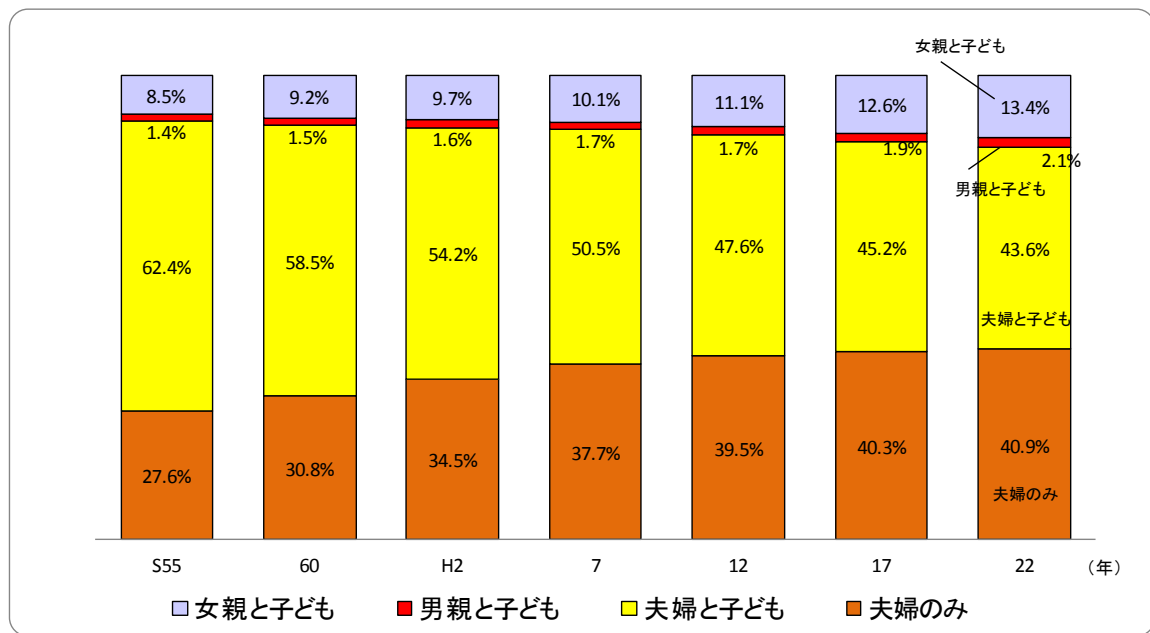
山口県では、1世帯当たりの平均人員が減少を続けており、核家族世帯においては、夫婦だけの世帯、男親又は女親と子どもだけの世帯が増加するなど、家族形態が変化してきています。

1世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

山口県における核家族に占める各世帯の割合の推移

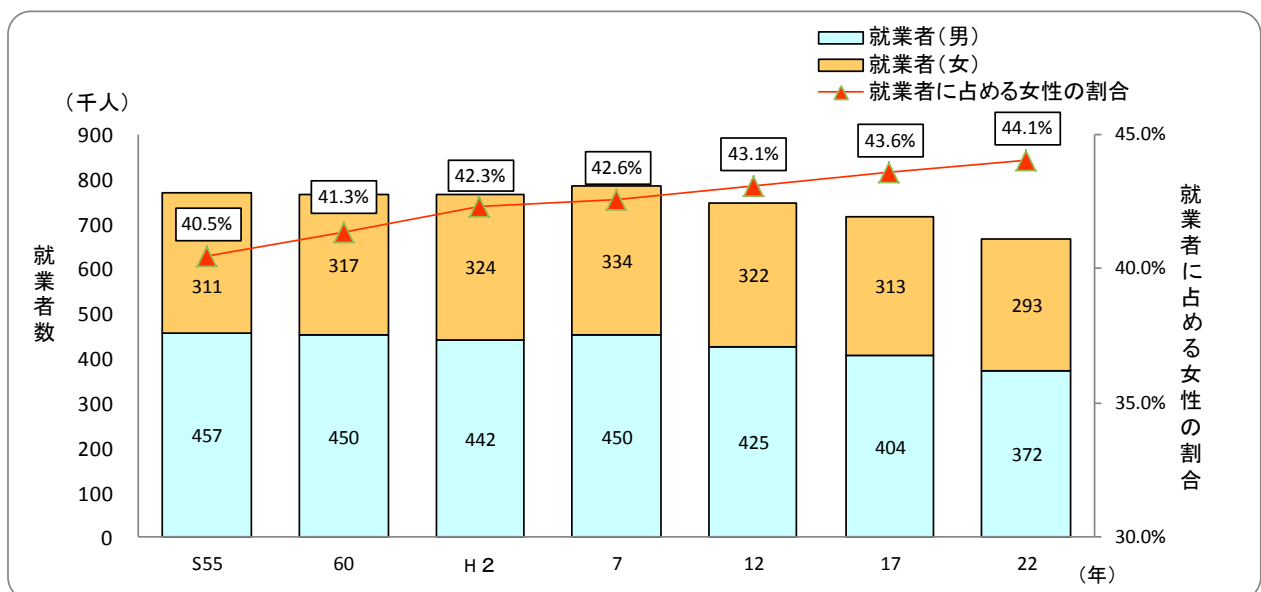


資料：総務省「国勢調査」

ウ 女性の就業の変化

近年、経済のソフト化、サービス化が進み、職種や雇用形態が多様化し、様々な分野で女性の就業機会が拡大しています。山口県の女性の就業状況については、就業者数全体が減少する中で、就業者に占める女性の割合は上昇しています。

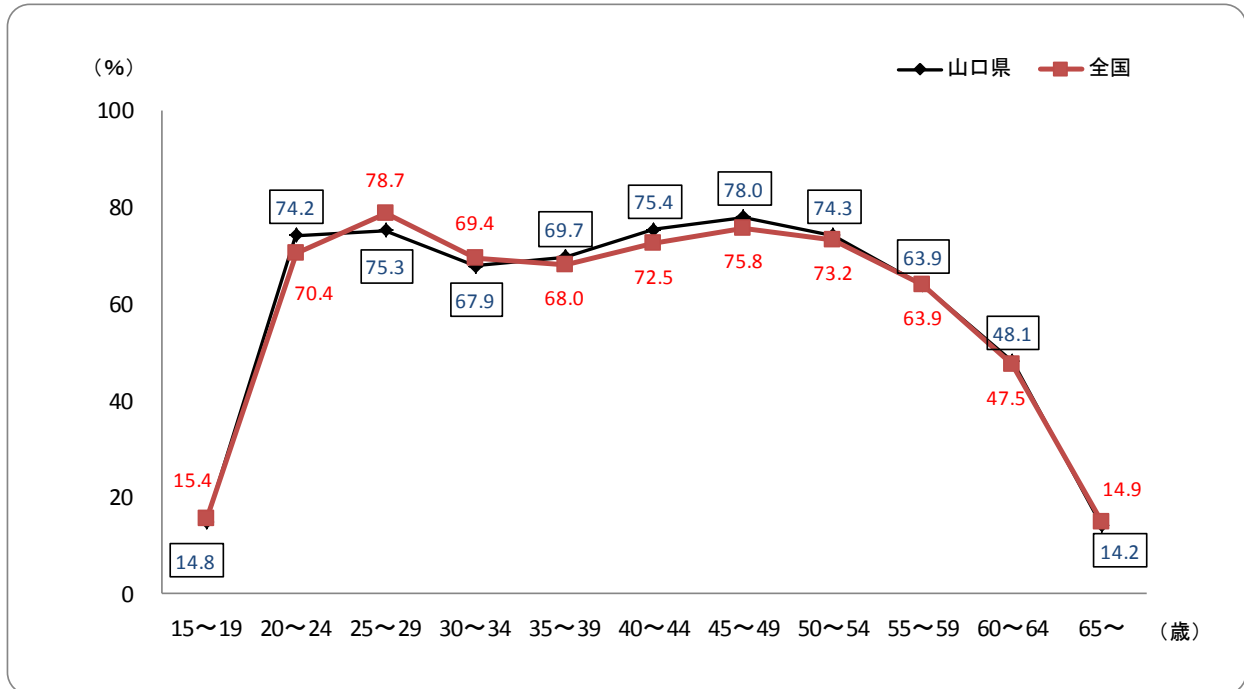
女性の就業者数の推移（山口県）



資料：総務省「国勢調査」

山口県の女性の年齢階級別の労働力率を見ると、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、その後の40歳代後半まで上昇し、全体としてM字カーブを示しており、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子どもの成長に合わせて、再び就業していることがうかがわれます。

女性の年齢階級別労働力率（平成22年）



資料：総務省「国勢調査」

(4) 少子化の影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面に影響を及ぼすと指摘されています。

- ・ 出生数の減少に伴う若年労働力の減少などを通じて、労働力人口が減少することが予想され、経済面での活力を低下させるおそれがあります。
- ・ 年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担の増大につながるようになります。
- ・ 地域から若者がいなくなる一方で、高齢者が増加し、特に過疎地においては集落での自主的な活動が困難になるなど、地域の活力の低下を招くことが懸念されます。
- ・ 子ども同士の交流機会が減少するなど、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすことが懸念されます。

(5) 県民のニーズ

子育て支援・少子化対策に関する県民意識、ニーズ、満足度等を調査することにより、次世代育成支援対策推進法等に基づく新たな計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、平成16、20、25年度に「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」を実施しました。

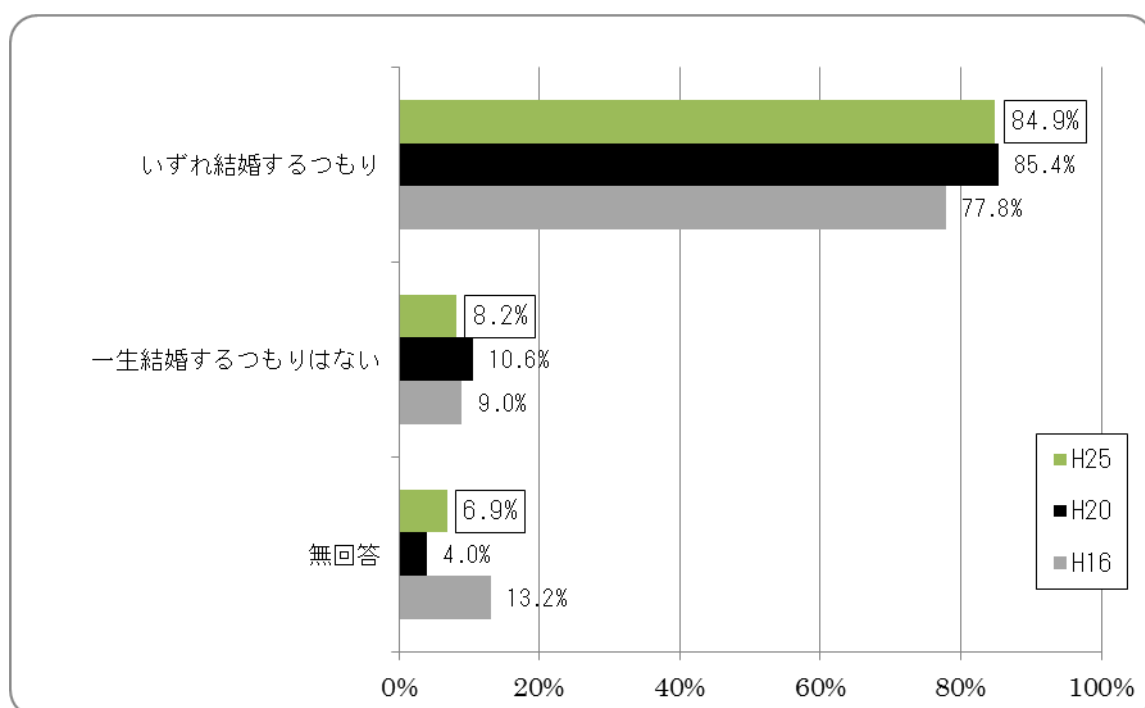
《調査の概要》

調査地域	山口県全域
対象	県内に居住する20歳以上50歳未満の男女
標本数	3,000人(男女各1,500人)
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出(全市町より抽出)
調査方法	郵送によるアンケート
調査時期	H16.7.8~7.31、H20.11.17~12.8、H25.11.20~12.11
回答状況	H16:1,048名(回収率34.9%) H20:1,137名(回収率37.9%) H25:1,111名(回収率37.0%)

【調査結果の概要】

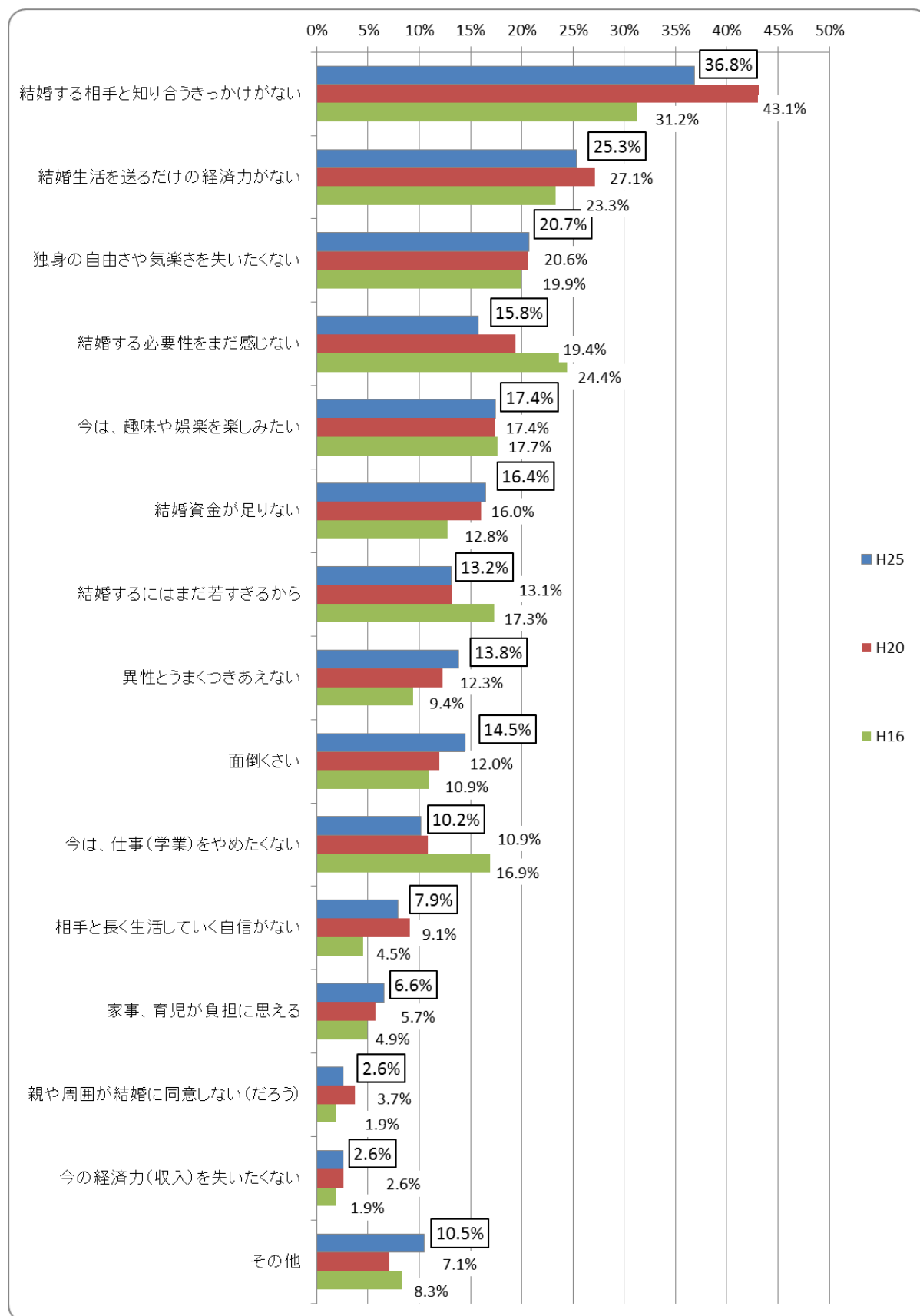
ア 未婚者の生涯の結婚意思

「いずれ結婚するつもり」と考える未婚者の割合は、84.9%と前回調査と同様に高い水準を維持している。一方で、「一生結婚するつもりはない」と考える未婚者の割合は、8.2%と前回調査と比較してやや低くなっています。



イ 独身の理由

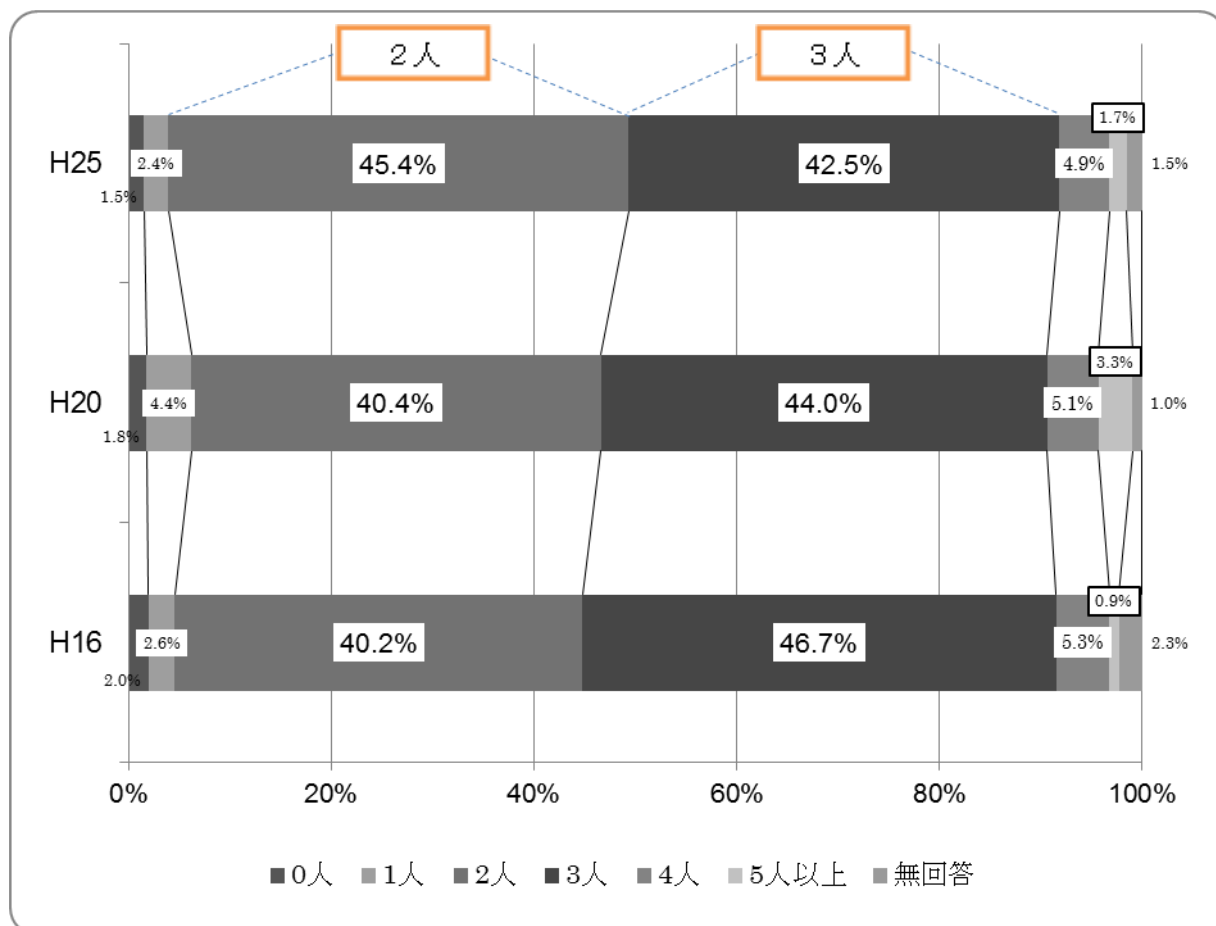
「知り合うきっかけがない」が36.8%と、前回、前々回調査と同様、最も多くなっています。



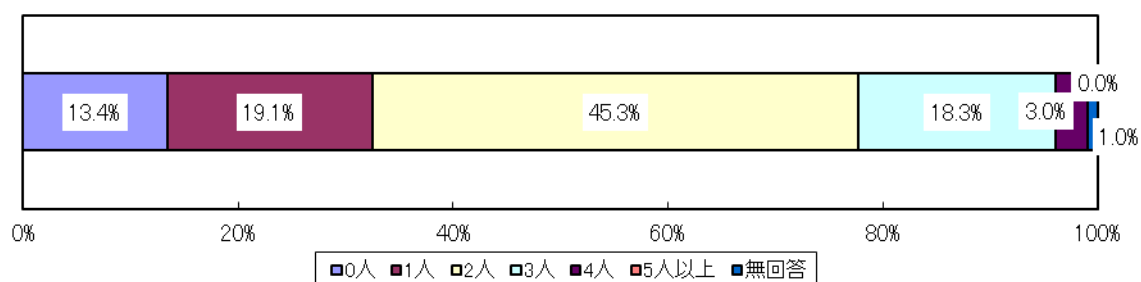
ウ 理想の子どもの数と現在の子どもの数

既婚者の理想とする子どもの数は、前回(H20)、前々回(H16)は、「3人」が最も多かったが、今回(H25)の調査では、「2人」が45.4%と最も多くなっている。現実の子どもの数は、「2人」が45.3%と最も多くなっています。

[理想の子どもの数]

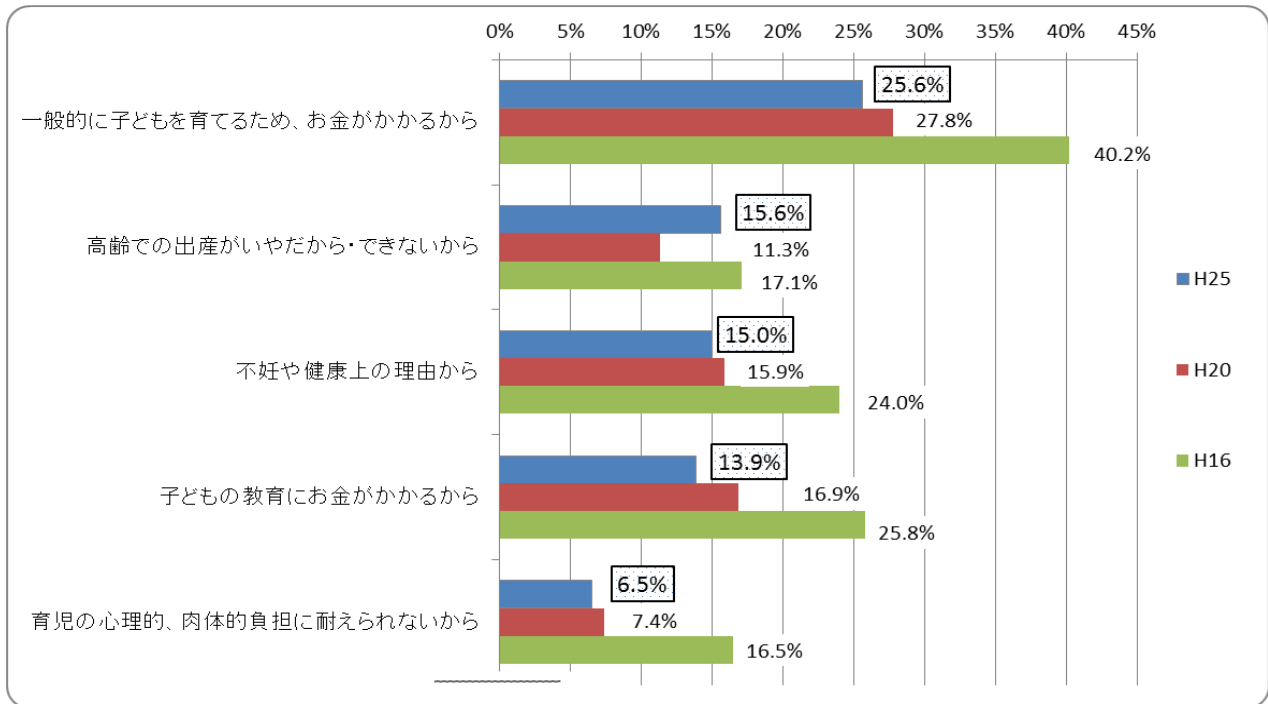


[現在の子どもの数：H25]



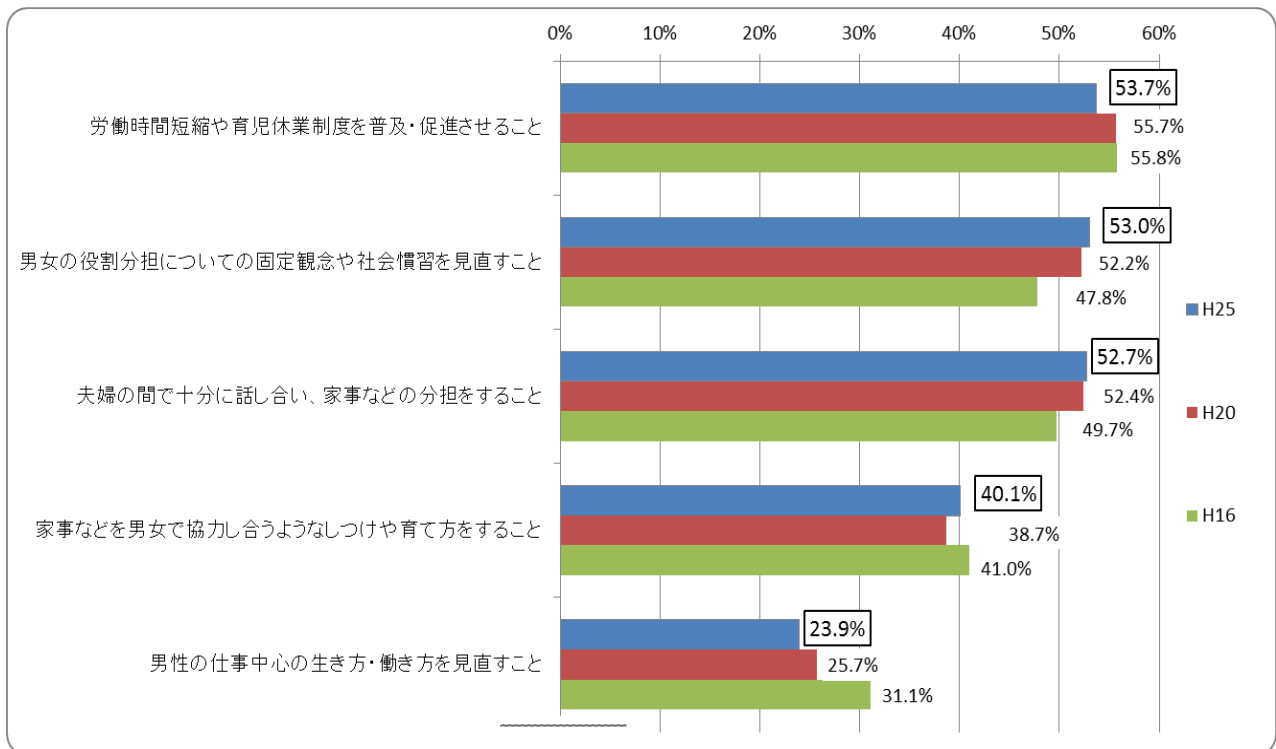
エ 理想とする子どもの数を持たない理由

養育費、教育費など、経済的理由によるものが多くなっています。



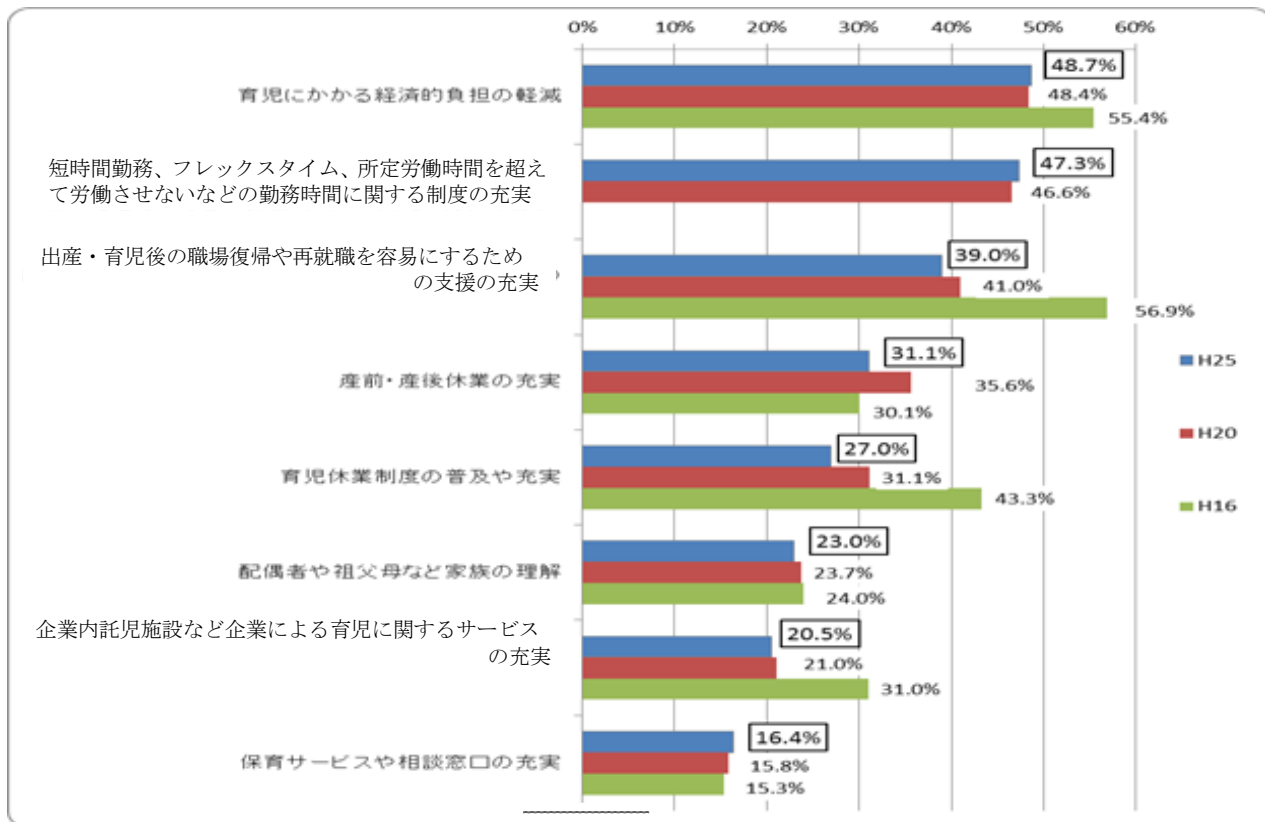
オ 男女がともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと

労働時間短縮や育児休業制度の普及・促進が最も多くなっています。



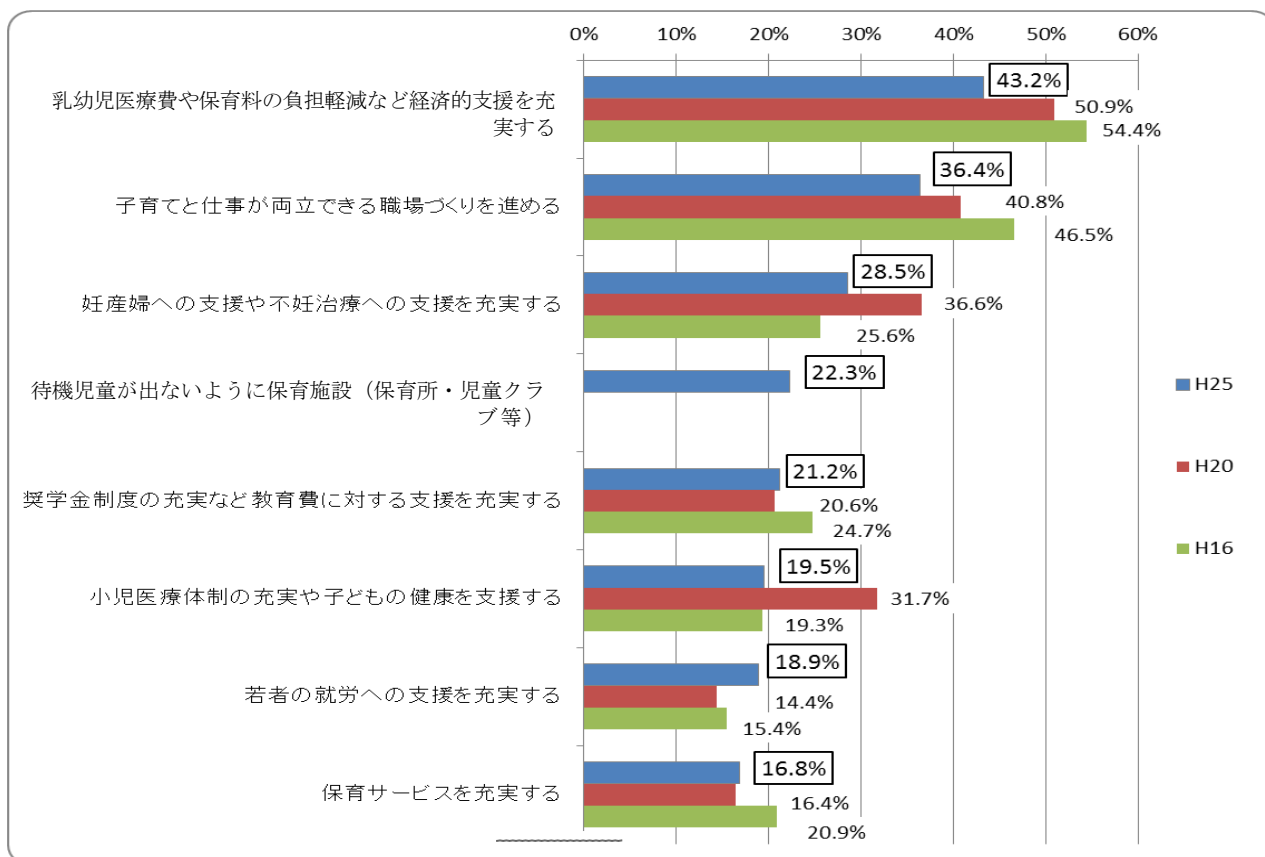
カ 出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

育児にかかる経済的負担の軽減や勤務時間に関する制度の充実に対する回答が多くなっています。



キ 子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充実してほしい施策

経済的支援や子育てと仕事の両立支援に対する回答が多くなっています。



第3章 施策の具体的な展開

《 施 策 体 系 》

- 1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成
 - 社会全体で子どもと子育て家庭を支える気運の醸成
 - 結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援の推進
- 2 保健医療サービスの充実と健康の増進
 - 親と子の健康づくりの推進
 - 食育の推進
 - 周産期医療等の充実
 - 小児医療等の充実
 - 障害児支援の推進
- 3 子育て家庭への支援の充実
 - 子育ての情報提供・相談機能の充実
 - 子育て家庭の負担の軽減
 - ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 子どもの学習環境の整備充実
 - 家庭教育支援の充実
 - 学校教育の充実
 - 地域の教育力の向上
 - 若者の自立に向けた就職支援
- 5 職業生活と家庭生活との両立支援
 - 子育てしやすい職場環境づくり
 - 幼児期の教育・保育の充実
 - 地域子ども・子育て支援の充実
- 6 地域における子育て支援の充実
 - 子育て支援ネットワークの形成
 - 子どもの仲間づくりの支援
 - 子どもの居場所づくりの推進
 - 子育てに配慮した生活環境の整備
- 7 子どもの安全確保と健全育成
 - 子どもを守る地域ネットワークの充実
 - 社会的養護体制の充実
 - 児童の健全育成
 - 子どもの安全確保

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成

急速な少子化の進行や家族形態の変化等の環境の変化に対応し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、結婚、出産及び子育てを支える取組が重要です。

このため、全県的な組織となる「やまぐち子育て連盟」を中心として、地域や企業、関係団体等との連携による「やまぐち子育て県民運動」の展開などにより、社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成を図ります。

(1) 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成

○全県的な組織となる「やまぐち子育て連盟」を中心として、地域や企業、関係団体等との連携による「やまぐち子育て県民運動」等の積極的な展開を図ることにより、家庭、学校、職場、地域などの社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成を図ります。

- ・地域における子育てを支援する団体や子育て支援に取り組む企業等を「県民運動サポート会員」として登録し、情報の共有化や活動の一層の促進等を図ります。
- ・各地域における、やまぐち子育て県民運動地域コーディネーターの活動等を促進することにより、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ・多様な子育て支援活動が展開されるよう、世代間交流や地域間交流の促進により、地域の様々な人材の子育て支援への参加促進を図ります。
- ・「やまぐち子育て支援ポータルサイト」、「やまぐち子育て連盟ホームページ」や「やまぐち子育てゆびとまネット」等を活用し、子育てに関する情報を発信します。
- ・児童福祉月間（5月）における取組ややまぐち子どもハッピーフォーラム等の地域の様々な団体と連携したイベントの開催等により、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。
- ・社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けることができる「子育て家庭応援優待制度」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。
- ・社会全体で少子化に取り組む気運を醸成するため、子育て同盟加盟県と共同して「出会い・育児の日」（毎月19日）の普及啓発や、家族が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深めるための「家庭の日」（毎月第3日曜日を標準）の普及啓発に努めます。
- ・家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録、講演会やフォトコン

テストの開催などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議の取組を支援します。

- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のために、母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。

○ 男女が共同で子育てに関わることを基本とした家庭づくりに向けて、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。

- ・男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てなど家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるよう、フォーラムやセミナーの開催等によって、男性の育児参加を促進します。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援の推進

○ 県民のニーズに対応したライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援として、結婚支援や、妊娠・出産等に関する正確な情報提供等を推進します。

- ・結婚から、妊娠・出産、子育てまでの相談体制を整備するため、「結婚・子育て応援デスク」を設置するなど、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行います。
- ・未婚化、晩婚化等の進行等に対応するため、個人の価値観を尊重しつつ、婚活サポーターや企業内サポーターの養成など、地域・企業ぐるみで結婚を支援するサポート体制を構築するとともに、「やまぐち結婚応援団」の取組等により、結婚に向けた情報提供や出会いの場などの機会を提供します。

《数値目標》

県民運動サポート会員登録数
子育て家庭応援優待協賛事業所登録数
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数
「家庭の日」協力事業所の登録数

2 保健医療サービスの充実と健康の増進

安心・安全な妊娠・出産や子どもたちの健やかな成長のためには、母子保健や医療面での取組が重要です。

このため、周産期医療や小児医療の充実など、子どもの成育過程に応じた保健医療サービスの充実や家庭における健康づくり等を推進します。

(1) 親と子の健康づくりの推進

○ 「健やか親子21（第2次）」を踏まえ、安心して子どもを生み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談活動等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染予防や予防接種に関する正しい知識の普及や予防接種の実施を促進します。
- ・妊娠、出産及び育児に対する不安を持つ親が増加する中で、親と子の心のケアの視点を重視した健康診査や相談支援体制の充実を図ります。
- ・妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保が重要であることから、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の市町による事業について、広域的・専門的立場からの課題の把握等とその解決に向けた取組の充実を図ります。

○ 子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立等に向け、「健康やまぐち21計画（第2次）」に基づき、家庭、学校、職場、地域が一体となって、健康づくりを推進します。

- ・子どもの健やかな成長のために、食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする乳幼児期からの生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病予防に向け、健康づくり対策の充実に努めます。
- ・子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切にし、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実に努めます。
- ・心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期の心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、親や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(2) 食育の推進

- 生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、家庭、学校、保育所、地域等において、子どもに対する食育を推進します。
 - ・親と子の食に関する関心や理解を深め、健全な食習慣の確立を図るため、乳幼児期から子どもの心とからだを育む食育の取組を支援します。また、食生活改善推進員の活動等を通じ、親子が共に学習し、体験できる場の充実を図るなど、家庭における食育も推進します。
 - ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、食に関する指導体制や給食の充実を図るなど、学校や保育所等において魅力ある食育を推進します。
 - ・食生活改善推進員や食育推進ボランティア等による親子料理教室や体験活動等の促進を図ることにより、地域に根ざした食育を推進します。
 - ・子どもが自ら家庭や地域で積極的に食事づくりに参加し、食生活への関心を深めることができるよう、情報や場の提供に努めます。

(3) 周産期医療等の充実

- 安心して安全に妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠前から乳幼児期までの一貫した周産期医療システムの充実など、周産期医療対策を総合的に推進するとともに、不妊治療対策の充実を図ります。
 - ・修学資金・研修資金制度の充実による周産期医療を担う医師の確保対策を推進します。
 - ・高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター」を拠点として、地域周産期母子医療センターや地域の周産期医療施設が、適切な役割分担に応じて必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の開設を推進します。
 - ・不妊に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談ができる体制の充実や不妊治療等に関する普及啓発の促進を図るとともに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
 - ・ハイリスク妊産婦・新生児に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。
 - ・新生児の健やかな発育・発達支援等、母子保健の充実を図ります。

(4) 小児医療等の充実

- 小児科医が全国的に不足する中、小児の初期救急医療対策や二次救急医療対策の充実など、小児救急医療体制の整備を図ります。

- ・ 修学資金・研修資金制度の充実による小児医療を担う医師の確保対策を推進します。
 - ・ 休日や夜間における小児救急医療電話相談の時間延長や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急医療対策の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
 - ・ 入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急医療体制の充実を図ります。
 - ・ 医療機関の医療情報を提供し、県民の医療機関の適切な選択を支援する医療機能情報提供システムの充実を図ります。
- 家庭や地域の関係者が子どもの動静に関心を持ち、子どもの事故防止等を図るための普及啓発を進めます。
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

(5) 障害児支援の推進

- 心身に障害のある乳幼児やその家族に対して、保健・福祉・医療・教育等の連携を図り、身近な場所において効果的な支援やきめ細やかな相談が受けられる体制を構築します。
- ・ 市町が実施する乳幼児健康診査等における「発達が気になる」子どもへの早期療育を推進するため、医療・福祉・教育などの関係機関が連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム」などの取組を推進します。
 - ・ 総合療育相談の推進や5歳児発達相談の拡充など、療育相談の充実を図り、発達が気になる子どもを含め、障害のある子どもを持つ家庭が地域の中で不安を抱えたまま孤立しないよう、障害児相談支援事業所や市町保健センター、保育所・幼稚園等の連携を一層強化します。
 - ・ 発達が気になる子どもを含め、障害のある子どもが適切な療育サービスを利用できるよう、地域の実情等を踏まえながら、児童発達支援事業所や母子通園施設など、サービス提供体制の整備を進めます。
 - ・ 障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、やまぐち総合教育支援センター内の「ふれあい教育センター」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
 - ・ 山口県発達障害者支援センターにおいては、発達障害に関する相談支援を充実するとともに、地域の相談支援事業者やサービス提供事業所等の職員を対象とした研修などにより支援人材の育成を行い、センターを中心とした重層的な支援体制の構築を図ります。

《数値目標》

妊娠 11 週以下での妊娠の届出率
十代の人工妊娠中絶実施率
十代の性感染症罹患数（1 定点当たりの報告数）
1 歳 6 か月までの麻疹ワクチン予防接種率
3 歳児におけるう歯のない人の割合
周産期死亡率
出生に対する低出生体重児の割合
小児科医師数（小児 10 万対）
小児救急医療電話相談事業の件数
乳幼児健康診査の受診率

3 子育て家庭への支援の充実

子育てに負担や不安を感じている家庭が増えていることから、子育て家庭の負担の軽減等を図ることが重要です。

このため、子育てに関する情報提供・相談や経済的支援など、子育て家庭への支援の充実を図ります。

(1) 子育ての情報提供・相談機能の充実

○ 子育て情報があふれる中、それぞれの子育ての実情に応じたサービスを選択して利用できるよう、適切な子育て情報の提供に努めます。

- ・多様な子育て支援情報など、子育て家庭が利用しやすく、迅速かつ適切な情報提供に努めます。
- ・保健師や民生委員・児童委員等に対する研修の充実を図るとともに、食生活改善推進員、母子保健推進員などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。

○ 子育てに不安や負担を感じる家庭の増加に対応し、子育ての悩みや不安の解消を図るため、きめ細かな相談体制の充実を図ります。

- ・子育てに不安な保護者の相談や支援に応じられるよう、地域子育て支援拠点、保育所、児童館などの地域の子育て支援体制の充実を図ります。
- ・児童相談所や健康福祉センターの子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、児童家庭支援センターや女性健康支援センターなど各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・やまぐち総合教育支援センターに「子どもと親のサポートセンター」を設置して、子育て、家庭教育など、子どもの教育に関する全般的なことについて、専門的な相談・支援を行います。
- ・夜間電話相談など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実努めます。

(2) 子育て家庭の負担の軽減

○ 子育て家庭に対する一時預かりなどの一時的な保育サービスの提供や家庭訪問など、すべての子育て家庭に対する支援の充実を通じて、子育てに伴う負担感や孤立感の軽減を図ります。

- ・子育て家庭の様々な事情に応じて、一時預かりや地域子育て支援拠点の設置など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
 - ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事の援助、母親に対する身体的・精神的不調状態に対する相談、指導などの育児支援を促進します。
- 乳幼児期における医療費や保育料、児童生徒期における教育費など、子育て家庭における経済的な負担の軽減を図ります。
- ・乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・社会全体で子育てを支えるため、中学校修了前までの児童について、児童手当を支給します。
 - ・多子世帯における保育所や幼稚園の保育料等の軽減や、企業等を巻き込んだ多子世帯への支援の充実など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、経済的な理由により高等学校等への修学が困難となる生徒に対する授業料の減免措置や奨学金制度の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭（母子・父子家庭）の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開や、就業・自立に向けた支援などを総合的に進めます。
- ・母子・父子自立支援員の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策についての情報提供を行う体制づくりを進めます。
 - ・国の養育費支援相談センターと連携した相談機能の強化等により、養育費の確保に向けた支援を行います。
 - ・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化します。
 - ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
 - ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。

- ・ ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。
- ・ ひとり親家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等の医療費の自己負担分について助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ ひとり親家庭の児童等の学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援を行います。

《数値目標》

地域子育て支援拠点の設置数
保育所等での一時預かり（実施施設数）
幼稚園での一時預かり（実施施設数）

4 子どもの学習環境の整備充実

少子化・核家族化の進展や価値観の多様化、家族や地域のつながりの希薄化が進む中、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばしていく教育を推進するため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の連携を強化するなど、教育環境の整備充実を進めます。

また、若者が自立した家庭を持つことができるようキャリア教育の推進や雇用の確保を図ります。

(1) 家庭教育支援の充実

○ 家庭生活を通して、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観、社会性等が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図ります。

- ・保護者が家庭教育の重要性を認識し役割を果たせるよう、「家庭の日」の普及啓発や「家庭の元気応援キャンペーン」の強化等の意識啓発・情報提供を推進します。
- ・家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座やおやじの学校の開催など、家庭での実践につながる学習機会を保護者に提供します。
- ・子育て家庭への相談・支援体制を充実するため、家庭教育アドバイザー養成講座の開催などにより、家庭教育支援者を養成します。

・家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、保護者の学習機会の充実や、地域人材の養成、福祉関連機関、団体等とも連携を図りながら、支援のネットワークを構築し、家庭教育支援の充実を図ります。

- ・身近な地域でのきめ細かな相談・支援体制づくりを進めるとともに、市町、学校、関係機関・団体による福祉分野の取組との連携を強化します。

・生活習慣づくりについて、企業と連携した取組や、中高生以上への普及啓発を推進します。

- ・「子どもと親のサポートセンター」等による専門的な相談・支援の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

○ 学習指導要領を踏まえた教育内容の充実を図り、児童生徒が、将来、社会の中で自立して生きていけるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得や知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、更には、学習意欲等の育成を図ります。

・家庭や地域社会との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法等の工夫改善を推進し、

学習環境の整備や学習習慣の確立を図ります。

・全国学力・学習状況調査と県学力定着状況確認問題を活用した、年2回の検証改善サイクルを確立することにより、一層の学力向上を図ります。

・教育力向上指導員、学習向上推進リーダー・推進教員等の活用、少人数教育や校種間連携の推進などにより、授業改善を進め、児童生徒の学力の確実な定着と向上を図ります。

・児童・生徒が自立した消費者として成長するために、発達の段階に応じた適切な消費者教育を推進します。

○ 子どもたち一人ひとりに、お互いを尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。

・子どもたち一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう人権教育の充実を図ります。

・豊かな心を育むため、道徳教育の充実やコミュニケーション能力の育成を図るなど、心の教育の充実を図ります。

・学校におけるボランティア体験、自然に親しむ体験、ふるさと生活体験、職場体験、文化芸術体験、交流体験や、農山漁村等の地域団体や青少年教育施設等と連携した体験活動を実施し、豊かな心や感性を培います。

○ 「食育」、「遊び・スポーツ」、「読書」に一体的に取り組む「子ども元気創造」の取組を推進し、知、徳、体の調和のとれた「生きる力」を育みます。

・各学校の実態や地域の特性等を踏まえた体力向上プログラムの改善や地域スポーツ人材と連携した学校体育・スポーツ活動の活性化等により、子どもの体力の向上を推進します。

・学校、家庭、地域が一体となって、心身の健康の保持・増進に必要な知識や望ましい生活習慣等を身に付けることができる健康教育や食育を推進します。

・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用を推進するとともに、山口県子ども読書支援センターによる家庭、地域、学校での読書活動の支援を充実します。

○ 子どもたちの発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える様々な教育課題に適切に対応できるよう、きめ細かな指導体制づくりを推進するとともに、学校の安心・安全と活力ある学校づくりを進め、子どもたちの豊かな学びを支える質の高い教育環境づくりを進めます。

・小・中学校の全学年で完全35人学級化の取組を推進するとともに、全市町における各学校の実情に応じた課題解決型少人数指導を進め、子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。

- ・就学前教育と小学校教育の円滑な接続や幼児期の心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うなど、幼児教育の充実を図ります。
- ・障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。
- ・子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の耐震化等の教育環境の整備に努めるとともに、学校安全3領域（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の総合的な取組を推進します。
- ・「第2期県立高校将来構想（計画期間：平成27年度～平成36年度）」に基づき、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備に計画的に取り組み、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を展開します。
- ・教職員評価を活用した研修等の体系的な人材育成システムを構築し、教職員一人ひとりが個々の役割、ニーズ、キャリアステージを見据え、資質能力の向上に向けて自ら取り組む体制づくりを推進します。

(3) 地域の教育力の向上

- 学校、家庭、地域社会が連携し、子どもに夢と希望を抱かせ、「生きる力」を育む地域の実現を図るため、地域における多様な体験学習や交流活動を推進するなど、地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。
 - ・保護者や地域住民の参画を得て学校運営の充実を図り、社会総がかりで子どもたちを育むために、コミュニティ・スクールと「地域協育ネット」を一体的に推進します。
 - ・家庭教育アドバイザーの要請、家庭教育講座の開催、ネットワークづくりなど家庭教育の相談・支援の充実を図ります。
 - ・学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動を推進します。
 - ・職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団」の取組を推進することにより、学校でのキャリア教育や体験・学習活動の充実を図ります。
 - ・地域において、OBS手法を活用した野外教育活動を総合的に展開するとともに、公民館やPTAによる自然体験活動や社会体験活動を推進し、豊かな心やたくましい体力を培います。
 - ・農山漁村等の地域団体と連携した体験活動を推進します。
 - ・環境学習推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。

- ・友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- ・スポーツを通じた心身の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動の充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を促進するとともに、それぞれのスポーツ活動をサポートする指導者等の育成を進めます。

(4) 若者の自立に向けた就職支援

○ 子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲をもち、自立した社会人となるための基盤を作ることができるよう、組織的な進路指導体制を強化するとともに、生徒一人ひとりの希望に応じた計画的・系統的かつきめ細かな進路指導を推進します。

- ・小学校段階からの系統的・計画的なキャリア教育を推進し、子どもたちの夢を育むとともに、職場見学、職場体験、インターンシップの充実などにより望ましい勤労観、職業観を育成します。

・高等学校等においては、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」を3つの柱とし、関係機関との連携を深めながら、就職ガイダンスや職場体験等を通じ、職種や職場の理解を促進するとともに、生徒の意向を踏まえた求人開拓や広域でのマッチングを促進し、組織的できめ細かな就職支援を行います。

○ 若者就職支援センターを中心に、関係機関と連携し、若者の県内就職を促進します。

- ・若者一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、若者就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリングを中心とした相談から情報提供・能力開発・職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。

・企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「YYジョブナビ」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。

- ・スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要となる社会人としての基礎的能力を高めます。

・県内の地域に密着した企業におけるインターンシップを総合的に推進します。

《数値目標》

全国学力・学習状況調査平均正答率
環境学習参加者数
青少年国際交流事業参加者数（累計）
学校で芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合
公認スポーツ指導者数
総合型地域スポーツクラブの設置数
毎日朝食を摂っている児童生徒数の割合
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力 8 項目の結果をそれぞれ 10 点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校）
高校生の就職決定率
体験的なキャリア教育（職場見学、職場体験活動、インターンシップ、大学・企業訪問等）を実施した公立学校の割合

5 職業生活と家庭生活との両立支援

ライフスタイルや就業形態が多様化する中、男女が働きながら安心して子どもを
生み育てるためには、仕事と家庭の両立支援が必要です。

このため、出産や子育てしやすい職場環境づくりを進めるとともに、多様なニーズ
に対応した保育サービスの充実等を図ります。

(1) 子育てしやすい職場環境づくり

○ 山口労働局等関係機関と連携し、男女が共に安心して子どもを生み育てることができる 職場環境の整備に向けた事業者の取組を支援します。

- ・男女が共に働きやすい職場環境づくりを進めるため、中小企業労働相談員の事業所訪問等
により、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援
対策推進法等の周知・啓発に努めます。
- ・計画策定支援アドバイザーの派遣等により、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事
業主行動計画」の策定等の取組を促進します。
- ・「やまぐち子育て応援企業宣言制度」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の普及や
宣言制度への企業等の積極的な参加を促進するとともに、優れた取組を実施する「やまぐ
ち子育て応援優良企業」の表彰等を通じて、企業等が取り組む雇用環境づくりを促進しま
す。
- ・企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度など多様で柔軟な働き方が可
能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ・ポジティブ・アクションや仕事と家庭・地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体
等を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、普及啓発に努めま
す。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、労使で働き方の見直 しが進むよう、働き方に対する意識改革のための啓発活動等を強化します。

- ・健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、仕事と生活の調和に向け、労使が協調
して職場の意識や働き方の改革に取り組むよう気運の醸成に努めます。
- ・研修会の開催等を通じて、時間外労働や年次有給休暇に対する労使の意識改革を促すこと
により、労働時間の短縮や休暇の取得促進を図ります。
- ・家族のきずなを深める取組が行えるよう、ノー残業デーの実施など、労働者が「家庭の日」
の取組を実施しやすい環境づくりが進むよう普及啓発を図ります。

○ 仕事と子育ての両立を積極的に支援するため、子育て等のため長期間職についていない女性等の再就職を支援します。

- ・ 子育て等のため長期間職についていない女性や母子家庭の母等の再就職を支援するため、専門家によるキャリアカウンセリングの実施、託児サービス付きの付加など、職業訓練の受講機会の拡大による職業能力開発の充実に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図ります。

- ・ 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・ 「潜在保育士」の再就職支援等の取組や国の施策の活用などにより、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の確保を図ります。
- ・ 幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。
- ・ 教育・保育に係る施設整備等を支援することにより、良質な環境の確保を図ります。
- ・ 障害のある乳幼児に対して適切な対応ができるよう必要な支援を行います。
- ・ 地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所と、地域型保育事業を行う者や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・ 原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・ 幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、認可や指導監督、財政措置等を所管する部局間の適切な連携により施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・ 幼児期は人格形成の大切な時期であることから、幼稚園や保育所等において、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を可能とするよう幼児教育の充実を図ります。
- ・ 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携の促進を図ります。
- ・ 保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページ等により教育・

保育情報の周知を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援の充実

○ 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

・子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。

・勤労形態の多様化などに対応して、延長保育、一時預かりなどの充実を図ります。

・病気の際の乳幼児を保育する病児・病後児保育の普及促進を図ります。

・児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ）に対する支援を行います。

・子育ての援助を受けたい人と援助したい人との会員組織であるファミリーサポートセンターの普及促進を図ります。

・地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育の充実を図るとともに、障害のある幼児を受け入れている幼稚園に支援を行います。

・育児経験豊かな主婦等への研修の実施などにより、地域の子育て支援を行う人材の確保を図ります。

○ 就労等により昼間保護者が不在となる児童のニーズに対応するため、小学校の余裕教室や児童館等を利用した放課後児童クラブの設置を促進します。

・市町が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、「福祉部局」と「教育委員会」とが連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の従事者や参画者の確保及び質の向上を図ります。

・放課後児童クラブの設置を促進するとともに、指導者の研修等により、運営体制の充実を図ります。

・就労等により昼間保護者が不在となる障害児のニーズに適切に対応できるよう、放課後における障害児の居場所づくりを進めます。

《数値目標》

女性の就業率（25～44歳）
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数 ※再掲
「やまぐちイクメン応援企業宣言」宣言企業数
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数 ※再掲
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間
利用者支援（実施市町数）
延長保育（実施施設数）
休日保育（実施施設数）
障害児保育（実施施設数）
病児・病後児保育（実施施設数）
子育て短期支援（ショートステイ）（実施施設数）
子育て短期支援（トワイライトステイ）（実施施設数）
ファミリーサポートセンターの数（設置市町数）
放課後児童クラブ（実施施設数、受入児童数）

6 地域における子育て支援の充実

家族形態の変化や地域の結びつきの希薄化等により、子育て家庭の負担感が増す中、地域において子育て家庭を支援する取組が重要となっています。

このため、地域における子育て支援ネットワークづくりや子育ての仲間づくりの支援を図るとともに、子育てしやすい生活環境の整備を推進します。

(1) 子育て支援ネットワークの形成

○ 子育てに係る関係機関・団体等の連携により子育て支援ネットワークを形成し、子育てに関する意識の高揚、情報提供及び相談体制の充実を図ります。

・子どもや家庭に関わる機関、企業や市町等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実を図ります。

・各市町において設置する子育て県民運動推進組織等の活動を通じて、関係団体の連携強化等による子育て支援の取組の強化を図ります。

・子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換など連携強化や、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。

○ 子育て世代の親を孤立化させないため、地域の子育て支援関係者によるネットワークを形成し、子どもや子育て家庭との交流等を通じてきめ細かな支援を行います。

・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による交流活動等を通じ、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図ります。

・主任児童委員、母子保健推進員、母親クラブ等の子育て支援関係者の連携を強化し、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進め、子どもや家庭をサポートするための民間の推進体制の整備を図ります。

・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。

・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育環境の確保を図ります。

・要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。

(2) 子育ての仲間づくりの支援

○ 子育てに関する不安感、負担感の軽減を図るため、親同士の交流の場づくりなど、地域における子育て活動の支援を行います。

・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。

・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点の設置を促進します。

・地域子育て支援拠点へのNPOなど多様な主体の参画により、地域の子育て力の向上を図ります。

・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による取組など、「やまぐち子育て県民運動」の展開を通じて、親子の交流の場づくりなど子育て活動を支援します。

・子どもの育ち、親の育ちを支援するため、高齢者などの多様な世代との交流等を促進します。

○ 保育所、幼稚園等の子育て機能を活用した地域の子育て支援の取組を進めます。

・保育所等を活用し、地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

・保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所の促進を図ります。

・幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。

・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園における子育て家庭に対する相談活動や親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

○ 放課後や週末等において、子どもが自主的に参加し、お互いに交流し、安全に過ごすことができる「子どもの居場所づくり」を推進します。

・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館や子育て支援のための拠点施設等の整備を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。

・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの内容充

実と連携促進を図ります。

- ・高齢者や主婦、学生等のボランティアなど、多世代にわたる地域の人々との交流を通じて、伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

(4) 子育てに配慮した生活環境の整備

○ 安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てを支援する住環境整備を促進します。

- ・子育て世帯のニーズに対応するため、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を促進します。
- ・子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- ・子育て世帯に配慮するため、県営住宅の募集に際し、多子世帯や母子・父子世帯に対する優先入居を行います。
- ・子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- ・市町に対して、県の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。

○ 子どもや子育て家庭が安心して外出し、安全に過ごすことができる環境づくりを進めます。

- ・子育てにやさしい公共的施設を整備するなど、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。
- ・子どもをはじめすべての人が安全に安心して通行できる歩行空間が確保された歩道の整備を進めます。
- ・生活道路及び通学路における「ゾーン30」の整備や交通信号機等の交通安全施設の充実を図るとともに、交差点等の道路改良、照明施設等の整備を推進します。
- ・事故の危険性の高い通学路における歩道の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。
- ・買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊

婦が利用しやすいノンステップバスの導入を推進します。

- 子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立公園の整備を進めるとともに、身近な市町の公園の整備を促進します。
- 道路や公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。

《数値目標》

地域子育て支援拠点の設置数 ※再掲
乳児家庭全戸訪問（実施市町数）
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合
放課後子ども教室数
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）
県内バス事業者におけるノンステップバス導入率
県管理道路における歩道設置率
都市公園面積（1人当たり）

7 子どもの安全確保と健全育成

児童虐待や非行など子どもをめぐる事件が増加する中、行政や地域が一体となって子どもの安全を確保し、健全育成に向けて取り組むことが重要になっています。

このため、児童虐待防止対策や社会的養護体制の充実を図るとともに、不登校、いじめへの対応等、子どもの安全確保と健全育成の取組を積極的に進めます。

(1) 子どもを守る地域ネットワークの充実

○ 児童虐待防止のため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立支援に至るまで、切れ目のない支援体制の整備・充実を図ります。

- ・関係機関で構成する山口県要保護児童対策地域協議会において、発生予防から保護・自立支援に至る総合的な家庭支援システムの整備充実を図ります。
- ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施等により、児童虐待の発生防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。
- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。

○ 妊娠期からの虐待防止及び児童虐待の早期発見・早期対応に向け、市町の児童相談体制の充実強化を図ります。

- ・早期発見、早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の充実を図ります。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員等に対する研修を実施するとともに、児童家庭アドバイザーによる関係機関との連絡調整や実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・児童福祉担当部局との連携強化を支援します。

○ 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、児童相談所の専門的機能の強化を図ります。

- ・「福祉総合相談支援センター」を整備し、相談支援機能の高度化・専門化を図るなど、児童等への相談支援体制を充実・強化します。
- ・一時保護所について、定員の増員や居室の個室化等機能を拡充し、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- ・医療関係者など関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。

- ・ケースの組織的な管理・対応や適切なアセスメント等を可能とするため、職員の適切な配置を図るとともに、弁護士、学識経験者等による専門的な助言・指導による処置困難ケースへの対応など、児童相談所における専門的機能の充実強化を図ります。

○ 妊婦や子育て家庭に対する関係機関による相談体制の整備を図ります。

- ・妊娠等に関して悩みを抱える妊婦や子育て家庭に対する相談体制の整備、里親や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- ・養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組への支援を行います。

(2) 社会的養護体制の充実

○ 様々な事情により家庭での養育が困難な児童の社会的自立に向け、里親や児童養護施設等による支援の充実を図ります。

- ・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設における生活環境の改善に向けた整備や自立支援機能の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもの心のケアが適切に図られるよう、専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等、施設職員の支援技術向上のための取組を進めるなど、児童養護施設等における専門的な支援体制の充実を図ります。
- ・子どもの権利ノートの普及啓発や研修会の実施等により、児童養護施設における養育の質の確保や子どもの権利擁護に関する取組を強化します。
- ・病気や出産といった理由で子どもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなった場合の短期入所サービス等の提供や、地域住民との交流の促進を図るなど、児童養護施設における子育て支援機能の充実を図ります。
- ・家庭での養育が困難な児童を保護者に代わって養育する里親制度の普及啓発に努めるとともに、里親委託推進員の配置や児童養護施設における里親支援専門相談員の確保、里親に対する相談指導等の支援を通じて、里親制度の普及促進を図ります。
- ・社会的養護で育った児童等に対して身元保証人等の確保対策を図るなど、社会において自立していけるような養育を行うための体制を整備するとともに、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)による支援等を通じて、児童養護施設等を退所した児童等に対する社会的自立を促進します。
- ・施設のソーシャルワーク機能の強化等により、家族支援や地域支援の充実を図ります。
- ・被措置児童等虐待防止のため、児童養護施設等に対する適切な体制整備についての指導を行うとともに、児童相談所や施設職員に対して、対応マニュアルの周知徹底を図るなどの

取組を進めます。

- ・ケアの質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親委託ガイドラインに沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を促進します。

○ 家庭的な養育環境における養護を推進します。

- ・児童相談所や市町等、関係機関の連携による里親の新規開拓や里親支援の充実等に努め、里親委託を推進するとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への取組を支援します。
- ・児童養護施設等においても、家庭的な環境における養護を促進するため、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアによるケア単位の小規模化を推進します。
- ・今後15年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム、里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として社会的養護の体制整備を計画的に推進します。

(3) 児童の健全育成

○ 青少年育成県民会議や母親クラブ、子ども会等が行う児童健全育成のための地域活動を促進します。

- ・青少年育成県民会議が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。
- ・地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。
- ・それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- ・地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

○ 少年非行の増加・深刻化に対応するため、関係機関相互の連携を強化し、少年の非行防止を図るとともに、非行少年の立ち直りに向けた支援を行います。

- ・警察、学校、児童相談所等関係機関のネットワークの強化を図るとともに、少年サポートセンター等を中心とした支援、少年安全サポーターの活用や少年相談専門員の配置などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。

○ 暴力行為やいじめ等の問題行動や不登校など、深刻化・多様化する生徒指導上の諸課題やひきこもりなどに対応するため、生徒指導・相談体制の一層の充実を図るとともに、保護者・地域・関係機関との連携を深め、きめ細かな支援体制づくりを推進します。

・教職員の資質能力の向上及びいじめの防止等へ向けた広報・啓発活動の取組を強化します。

・コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用した地域ぐるみのいじめ防止等の取組を推進します。

・中学1年時のいじめ等問題行動の急増に対応するため、教育相談や生徒指導を充実・強化します。

・スクールカウンセラーの充実やスクールソーシャルワーカーの全市町配置を通じた不登校や問題行動等の未然防止、いじめ防止対策等に係る専門家の派遣や体験活動を通じた社会的な自立に向けた支援、関係機関と連携した早期対応等により、学校における生徒指導・相談体制の充実を図ります。

・やまぐち総合教育支援センター内に設置している、「子どもと親のサポートセンター」において、専門的な相談・支援を行います。

・学校だけでは解決困難な事案に対応するため、スクールカウンセラーを配置し、関係機関や専門家と連携した支援を行います。

・深刻な社会問題になっている「ひきこもり」問題に対応するため、県精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター」を技術的中核機関とし、各保健所を地域拠点と位置付け、相談体制の充実等を図ることにより、家族や本人への支援体制を強化します。

・「山口県子ども・若者支援地域協議会」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者が、より身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

○ 解決困難な問題や学校内外で発生した重大な事件等への緊急対応や継続的な対応の充実を図ります。

・児童生徒をめぐる重大事件等に適切に対応するため、関係機関の専門家で編成するサポートチーム（CRT（クライシス・レスポンス・チーム））を派遣し、児童生徒の心のケアや二次被害の防止を図ります。

(4) 子どもの安全確保

○ 「山口県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民が連携し、青少年を取り巻く、子どもの成長への悪影響が懸念される有害環境の

浄化を推進します。

- ・青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検や指導を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。

- ・スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることから、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や青少年及びその保護者に対する適切な利用のための普及啓発を推進します。

- ・児童生徒のネット問題を認めた場合、警察、学校、市町教育委員会が相互に連携し、「ネット問題対応チーム」を立ち上げて、問題事案の早期改善・早期解決に向けた取組を推進します。

○ 子供が安心して外出できるよう、関係機関・団体等が連携・協力して、交通安全活動を推進します。

- ・児童生徒に対して、学校、PTA、警察等が相互に連携し、通学路における危険箇所調査等を踏まえた交通安全教育を実施します。

- ・「交通安全子供自転車大会」やサイクル・スクールリーダーの活動支援などを通じて、自転車マナーの向上と安全利用を促進するとともに、児童生徒の自転車乗車用ヘルメットの着用促進など、自転車の利用に対する交通安全意識の高揚を図ります。

- ・交通安全学習館における「交通安全一日ドック」、「交通安全・土曜塾」や交通移動教室など、親と子の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

- ・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用促進のための指導を強化します。

- ・地域ボランティア等と連携した児童の登下校時の見守り活動を推進します。

- ・街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。

○ 「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、関係機関・団体等が連携・協力して子どもが犯罪を犯さない、子どもが犯罪の被害に遭わない、安全な生活環境の確保に向け、きめ細かな対応を図ります。

- ・県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。

- ・スクールガード活動の活性化により、子どもたちが安心して教育を受けられるよう家庭や地域ボランティアと連携した学校安全体制の充実を図ります。
- ・犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間被害者支援ボランティア活動を支援します。
- ・「少年安全サポーター制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。

《数値目標》

里親委託率
専門里親登録世帯数
養育里親登録世帯数
不登校児童生徒の割合（千人当たり）
スクールカウンセラーの中学校への配置率
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数

第4章 教育・保育の確保方策等

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、平成27年度から平成31年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

(3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

	区 分	量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、幼児期の学校教育のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	<p>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)</p>	<p>・年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。</p>	<p>・年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)</p>
----	---	--	--

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、4章末に掲載。(単位：人)

県・計	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度								
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	13,313	19,631	2,593	9,072	13,065	19,297	2,602	9,030	12,819	19,051	2,586	8,856	12,613	18,728	2,542	8,632	12,384	18,448	2,491	8,419				
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	6,821	18,540	2,098	8,345	9,595	18,718	2,197	8,497	10,301	18,989	2,475	8,772	10,289	19,253	2,553	8,821	10,284	19,224	2,586	8,828				
	確認を受け ない幼稚園	9,405	1,199	0	0	6,510	1,051	0	0	5,681	865	0	0	5,616	734	0	0	5,592	728	0	0				
	地域型保育 事業	0	8	39	115	0	8	66	171	0	8	104	232	0	8	133	292	0	8	138	297				
	認可外保育 施設(※)	0	53	0	20	0	53	0	20	0	53	0	20	0	53	0	20	0	53	0	20				
②-①		2,913	169	▲456	▲592	3,040	533	▲339	▲342	3,163	864	▲7	168	3,292	1,320	144	501	3,492	1,565	233	726				

(※) 市町が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

2 認定こども園の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。
- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

②県区域ごとの目標設置数等

区 域 名	目標設置数	設 置 時 期
下関市	28 カ所	平成 27 年度～平成 31 年度
宇部市	1 カ所	〃
山口市	6 カ所	〃
萩市	1 カ所	〃
防府市	4 カ所	〃
下松市	3 カ所	〃
岩国市	3 カ所	〃
光市	2 カ所	〃
長門市	2 カ所	〃
美祢市	1 カ所	〃
周南市	6 カ所	〃
山陽小野田市	2 カ所	〃
周防大島町	1 カ所	〃
上関町	1 カ所	〃
田布施町	2 カ所	〃
阿武町	1 カ所	〃

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

② 県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 〔保育所からの移行分として1号区分に設定〕	数の設定の考え方
周防大島町	20人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、平成27年度から平成31年度までの必要見込み数を定めます。

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	233人	323人	477人	510人	541人
保育士	3,924人	3,947人	4,040人	4,091人	4,083人
幼稚園教諭（※）	957人	940人	915人	925人	895人

（※）特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

<県区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策>

①下関市区域

(単位：人)

下関市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,188	3,660	513	1,619	2,158	3,677	543	1,627	2,138	3,692	571	1,636	2,092	3,591	552	1,589	2,023	3,483	534	1,544
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,195	3,646	455	1,635	1,186	3,648	500	1,671	1,377	3,714	570	1,675	1,341	3,675	593	1,662	1,327	3,654	597	1,663
	確認を受け ない幼稚園	1,220	0	0	0	1,220	0	0	0	880	0	0	0	880	0	0	0	880	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		227	▲14	▲58	16	248	▲29	▲43	44	119	22	▲1	39	129	84	41	73	184	171	63	119

②宇部市区域

(単位：人)

宇部市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,812	2,367	240	812	1,779	2,324	237	811	1,738	2,270	234	801	1,702	2,223	229	791	1,696	2,216	224	778
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	460	1,692	229	784	462	1,690	229	784	463	1,689	229	784	465	1,687	229	784	465	1,687	229	784
	確認を受け ない幼稚園	1,833	687	0	0	1,845	675	0	0	1,861	659	0	0	1,874	646	0	0	1,876	644	0	0
	地域型保育 事業	0	0	18	39	0	0	18	39	0	0	18	39	0	0	18	39	0	0	18	39
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		481	12	7	11	528	41	10	12	586	78	13	22	637	110	18	32	645	115	23	45

③山口市区域

(単位：人)

山口市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,405	2,740	365	1,300	2,400	2,725	360	1,305	2,360	2,690	350	1,275	2,355	2,675	340	1,230	2,350	2,675	335	1,195
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	440	2,355	295	985	745	2,465	300	1,040	1,115	2,565	315	1,115	1,145	2,760	325	1,155	1,145	2,760	325	1,155
	確認を受け ない幼稚園	2,055	0	0	0	1,705	0	0	0	1,375	0	0	0	1,285	0	0	0	1,285	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	5	15	0	0	20	55	0	0	35	80	0	0	55	130	0	0	55	130
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		90	▲385	▲65	▲300	50	▲260	▲40	▲210	130	▲125	0	▲80	75	85	40	55	80	85	45	90

④萩市区域

(単位：人)

萩市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	103	828	158	450	101	810	158	448	97	788	153	444	95	772	153	437	93	757	150	428
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	148	919	81	347	149	918	81	347	150	772	146	427	151	778	146	420	152	789	143	411
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	7	11	0	0	7	11	0	0	7	11	0	0	7	11	0	0	7	11
	認可外保育 施設(※)	0	27		6	0	27		6	0	27		6	0	27		6	0	27		6
②-①		45	118	▲70	▲86	48	135	▲70	▲84	53	11	0	0	56	33	0	0	59	59	0	0

⑤防府市区域

(単位：人)

防府市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,341	1,693	249	875	1,327	1,673	245	862	1,337	1,687	241	820	1,341	1,693	237	805	1,321	1,667	231	790
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	925	1,440	159	720	858	1,504	182	732	842	1,602	205	744	819	1,693	228	757	819	1,693	228	757
	確認を受け ない幼稚園	416	253	0	0	469	169	0	0	495	85	0	0	522	0	0	0	502	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	9	48	0	0	9	48	0	0	9	48	0	0	9	48	0	0	9	48
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	▲81	▲107	0	0	▲54	▲82	0	0	▲27	▲28	0	0	0	0	0	0	26	6

⑥下松市区域

(単位：人)

下松市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	870	670	167	425	863	665	166	430	847	652	153	425	855	657	161	420	858	661	158	414
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,345	664	67	253	1,345	688	75	268	1,345	799	112	343	1,345	844	127	373	1,345	889	142	403
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	10	10	0	0	15	15	0	0	20	20
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		475	▲6	▲100	▲172	482	23	▲86	▲157	498	147	▲31	▲72	490	187	▲19	▲32	487	228	4	9

⑦岩国市区域

(単位：人)

岩国市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,283	1,868	255	869	1,229	1,847	256	850	1,182	1,827	259	830	1,133	1,820	263	809	1,091	1,820	267	789
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,354	2,106	232	810	1,371	2,089	232	810	1,389	2,071	270	822	1,404	2,056	278	822	1,412	2,048	285	822
	確認を受け ない幼稚園	310	0	0	0	310	0	0	0	310	0	0	0	310	0	0	0	310	0	0	0
	地域型保育 事業	0	8	0	2	0	8	0	2	0	8	0	2	0	8	0	2	0	8	0	2
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		381	246	▲23	▲57	452	250	▲24	▲38	517	252	11	▲6	581	244	15	15	631	236	18	35

⑧光市区域

(単位：人)

光市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	419	772	94	347	406	748	91	349	407	749	88	339	410	754	85	329	406	748	82	318
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	774	94	347	0	772	94	349	0	772	94	349	0	772	94	349	0	772	94	349
	確認を受け ない幼稚園	425	46	0	0	425	45	0	0	425	45	0	0	425	45	0	0	425	45	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		6	48	0	0	19	69	3	0	18	68	6	10	15	63	9	20	19	69	12	31

⑨長門市区域

(単位：人)

長門市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	130	495	53	228	127	482	52	227	123	464	51	225	120	455	51	224	114	434	50	223
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	130	500	53	230	130	490	52	230	130	470	51	230	120	470	51	230	120	450	50	230
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	5	0	2	3	8	0	3	7	6	0	5	0	15	0	6	6	16	0	7

⑩柳井市区域

(単位：人)

柳井市区域		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	146	544	43	172	137	511	43	171	133	497	43	170	127	474	42	169	123	461	42	169
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	546	43	191	142	583	43	191	171	582	43	191	172	579	43	190	172	578	43	190
	確認を受け ない幼稚園	180	40	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		34	42	0	19	34	72	0	20	38	85	0	21	45	105	1	21	49	117	1	21

⑪美祢市区域

(単位：人)

美祢市区域		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	80	373	52	146	71	329	50	155	71	333	48	149	71	313	46	144	67	323	44	139
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	100	513	60	212	100	513	60	212	100	513	60	212	100	513	60	212	100	513	60	212
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	26	0	14	0	26	0	14	0	26	0	14	0	26	0	14	0	26	0	14
②-①		20	166	8	80	29	210	10	71	29	206	12	77	29	226	14	82	33	216	16	87

⑫周南市区域

(単位：人)

周南市区域		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,776	1,834	267	866	1,745	1,802	256	832	1,681	1,735	246	805	1,623	1,675	237	775	1,557	1,607	230	748
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	416	1,735	183	732	2,790	1,741	196	781	2,755	1,745	221	811	2,764	1,736	221	815	2,763	1,726	233	821
	確認を受け ない幼稚園	2,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	7	11	0	0	25	42	0	0	29	47	0	0	29	47
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		1,070	▲99	▲84	▲134	1,045	▲61	▲53	▲40	1,074	10	0	48	1,141	61	13	87	1,206	119	32	120

⑬山陽小野田市区域

(単位：人)

山陽小野田市区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	473	1,056	57	638	457	1,019	57	633	450	996	56	616	435	960	56	602	429	943	56	585
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	115	904	57	638	115	872	57	633	115	920	56	616	115	917	56	602	115	904	56	585
	確認を受け ない幼稚園	358	152	0	0	342	147	0	0	335	76	0	0	320	43	0	0	314	39	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑭周防大島町区域

(単位：人)

周防大島町区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	14	176	24	86	14	174	23	79	13	165	22	76	13	161	21	74	13	152	20	70
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	171	24	86	14	174	23	79	13	165	22	76	13	161	21	74	13	152	20	70
	確認を受け ない幼稚園	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑮和木町区域

(単位：人)

和木町区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	108	93	14	55	104	89	15	56	106	91	14	55	105	91	14	54	106	91	14	54
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	108	93	14	55	104	89	15	56	106	91	14	55	105	91	14	54	106	91	14	54
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩上関町区域

(単位：人)

上関町区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	3	40	7	15	2	29	7	16	2	27	7	16	2	30	7	15	2	30	7	15
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	3	35	10	15	2	35	10	15	2	35	10	15	2	35	10	15	2	35	10	15
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	▲5	3	0	0	6	3	▲1	0	8	3	▲1	0	5	3	0	0	5	3	0

⑪田布施町区域

(単位：人)

田布施町区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	105	208	14	70	94	198	23	73	82	189	31	76	87	197	29	70	86	190	28	66
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	230	21	199	0	230	27	193	146	266	36	202	146	267	36	202	146	266	36	202
	確認を受け ない幼稚園	164	16	0	0	165	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		59	38	7	129	71	47	4	120	64	77	5	126	59	70	7	132	60	76	8	136

⑫平生町区域

(単位：人)

平生町区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	55	162	17	79	49	143	16	86	50	146	15	79	45	133	15	76	47	138	15	75
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	80	165	17	86	80	165	17	86	80	165	17	86	80	165	17	86	80	165	17	86
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		25	3	0	7	31	22	1	0	30	19	2	7	35	32	2	10	33	27	2	11

⑱阿武町区域

(単位：人)

阿武町区域		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2	52	4	20	2	52	4	20	2	53	4	19	2	54	4	19	2	52	4	19				
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	2	52	4	20	2	52	4	20	2	53	4	19	2	54	4	19	2	52	4	19				
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設(※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(※) 市町が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

第5章 計画の推進

子育て文化の創造に向けた施策の着実な推進を図るため、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進行管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 県民の役割

- 県民は、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県の施策に協力することが求められます。
- 父母その他の保護者は、子育ての第一義的責任を有するとの認識の下、家庭で子どもに生活習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めることが求められます。
- 親同士の交流や地域のネットワークづくり等を通じ、地域全体での子育ての支え合いを行うことが大切です。

(2) 事業者の役割等

- 仕事と子育ての両立に向け、労働時間の短縮や休暇制度の充実等、必要な雇用環境を整備するための「一般事業主行動計画」を策定・実施するとともに、「やまぐち子育て連盟」の取組等を通じて、子育て応援企業宣言制度や子育て家庭応援優待制度等への積極的な参加に努めることが期待されます。
- 子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の相互理解の促進に配慮することが必要です。
- 計画の推進に当たっては、事業者や民間団体等の理解と協力を得ながら、相互に密接に連携し、協働して取り組むことが重要です。

(3) 国、市町との連携等

- 子育て支援・少子化対策は、国の制度等と密接に関連していることから、今後の国の動向に十分留意しながら、この計画の期間中に県が実施する施策に、国の対策を反映させていきます。また、国に対して施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行います。
- 子どもや子育て支援に関する施策の主な実施主体である市町との連携を一層強化し、行動計画の策定に当たっては相互にその整合性を図るなど、一体となってこの計画の着実な推進を図ります。

(4) 庁内の推進体制

- 子育て支援・少子化対策については、各分野にわたる広範な施策が含まれることから、効果的かつ着実に施策を推進するため、関係部局間の緊密な連携を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

- 計画の実効性を確保する観点から、年次報告書の作成・公表や数値目標の進行管理等を通じ、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。
- こうした点検・評価の結果を踏まえ、計画を達成する上での課題等について、「山口県子育て文化審議会」等において、関係者の意見を聴きながら、計画達成に向けた適切な対応を図ります。